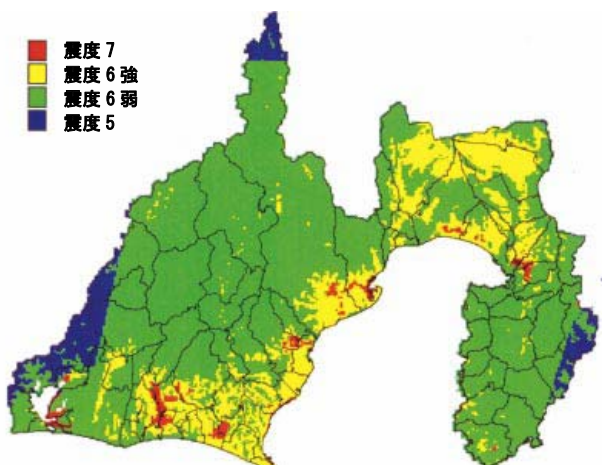


事業所の 地震防災対策

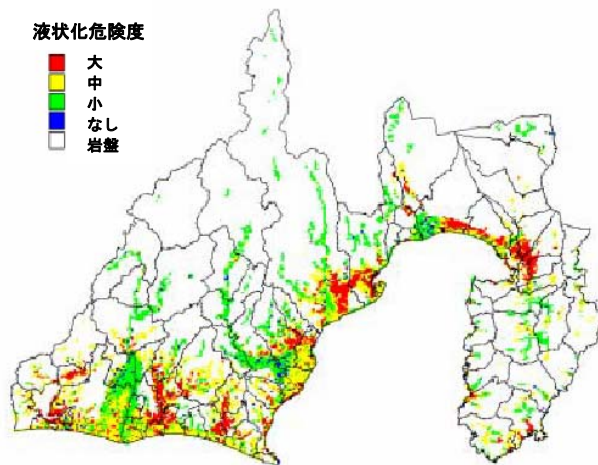
～地震防災応急計画及び地震防災対策計画作成指針～



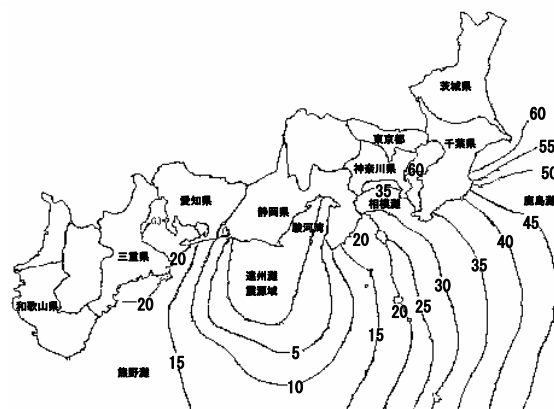
静岡県第3次地震被害想定の結果



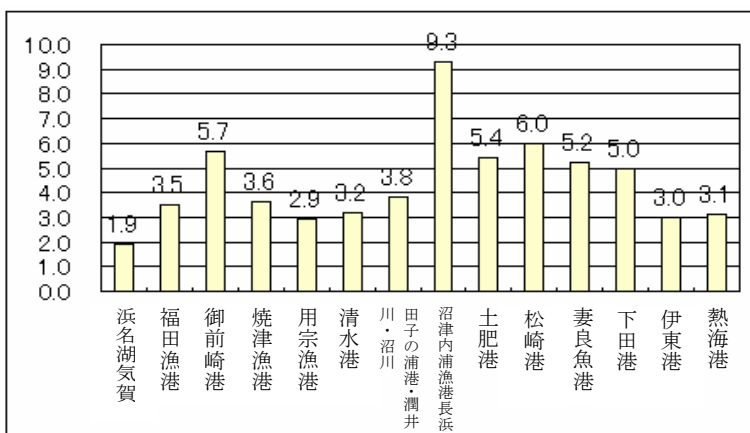
震度分布図(東海地震)



液状化危険度(東海地震)



津波の高さ分布図(東海地震)



津波高分布図(東海地震)

目次

第1章	想定される地震	1
1	周期的に起こる大地震	2
2	東海地震と東南海・南海地震	3
3	東海地震の切迫性と発生のメカニズム	3
4	東海地震及び東南海・南海地震による被害想定	4
5	東海地震による被害発生と応急対応のシナリオの概要	6
第2章	東海地震に関連する情報体系	7
1	地震予知と観測体制	8
2	東海地震に関連する情報	8
3	警戒宣言	8
4	警戒宣言が発令されたときの社会状況	10
第3章	事業所の責任と役割	11
1	事業所が果たすべき役割	12
2	社会的責任としての防災対策	12
3	自主防災組織等との協働（コラボレーション）	13
4	各業種に期待されること	14
第4章	地震防災応急計画及び地震防災対策計画の作成	15
1	地震防災応急計画及び地震防災対策計画とは	16
2	計画作成の前提となる条件	17
3	地震防災応急計画作成指針	18
4	地震防災対策計画作成指針	27
5	地震防災応急計画及び地震防災対策計画作成例	33
第5章	資料	53
1	関係法令（抄）	54
2	地震対策に取り組む事業所等の税制優遇措置等	63
3	参考（防災事例集、東海地震対策チェックリスト）	67

1

想定される地震

1

1 周期的に起こる大地震

日本列島の太平洋岸では、プレートの潜り込みによる地震が一定の周期で繰り返し起こっています。1854年の安政東海地震の後、東海地方より西側では1944年（昭和19年）の東南海地震や1946年（昭和21年）の南海地震がすでに発生し、この時、地震のエネルギーが放出され、次の地震はしばらく後と考えられています。

しかし、駿河湾の奥から遠州灘の東部ではいまだ地震が発生しておらず、地震のエネルギーが蓄積されていると考えられており、地震活動の空白域とよばれ、近い将来、巨大地震の発生が予想されています。

神奈川県西部地域では、1633年の寛永地震以降ほぼ一定の周期で地震が起こっていることが歴史の記録に残っており、近い将来マグニチュード7程度の地震発生が予想されています。

この地域は、フィリピン海プレートが北米プレートに潜り込む位置にあたり、プレートの移動によって伊豆半島側の部分と相模湾側の部分が裂けることにより地震が起こると考えられています。

太平洋岸で起こった過去の大地震

プレート境界型地震は津波をともないます

神奈川県西部の地震震源域

東海地震震源域

東南海地震震源域

南海地震震源域

1500年

1600年

1700年

1800年

1900年

2000年

1498年 明応 M8.4

107年

1605年 慶長 M7.9

102年

1633年 寛永 M7.0

1703年 元禄 M8.2

1782年 天明 M7.0

147年

1854年 安政 M8.4

1854年 安政東海 M8.4

1853年 嘉永 M6.7

90年

1946年 南海 M8.0

1944年 東南海 M7.9

空白域 約150年

1923年 関東 M7.9

XXXX年 東海地震？

XXYY年 東南海・南海地震？

2

2 東海地震と東南海・南海地震

東海地震

フィリピン海プレートが潜り込む東海から四国にかけての海域では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔でプレート境界型の巨大地震が発生しています。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約150年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪が臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと見られています。

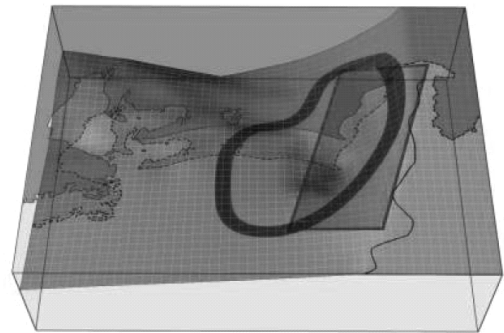
東南海・南海地震

東海地震の震源域と連なる東海から四国までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生しています。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされています。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半に東海から九州にかけての広い地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されています。

3 東海地震の切迫性と発生メカニズム

1976年（昭和51年）8月に、静岡県を中心とした東海地域で、「大地震が明日起こっても不思議ではない」という東海地震説が発表されました。この地震説の発表は、静岡県を中心とした東海地域で大きな社会問題となり、県や市町村をはじめ各家庭でも、東海地震対策が最も急がれる重要な課題となりました。

幸いにして、この説の発表以来大地震が起こることもなく現在に至っていますが、「日一日と東海地震の発生が近づいている」というのが、地震学者の一致した意見です。



東海地震の想定震源域

（中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」より）

予想される東海地震はプレート境界で起こるので「プレート境界型地震（海溝型地震）」と呼ばれています。

プレート境界型地震が発生するメカニズム



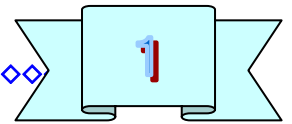
①海底を作っているフィリピン海プレートが年数 cm の割合でユーラシアプレートの方へ移動し、その下へ潜り込む。



②ユーラシアプレートの先端部が引きずり込まれ、歪が蓄積する。



③歪がその限界に達した時、ユーラシアプレートの先端部が跳ね上がり、地震が発生する。その際、津波も発生する。



4 東海地震及び東南海・南海地震による被害想定

静岡県では、より効果的な地震対策を進めるために、東海地震の被害想定を行っています。阪神・淡路大震災の教訓を取り入れて行った、第3次地震被害想定（平成13年5月公表）によれば、予想される東海地震（マグニチュード8程度）では、埋立地や地盤の軟弱な地域を中心に震度6強～7になり、激しい揺れが1分間程度続くほか、地域によっては液状化の発生や津波の襲来も予想されます。

また、建物被害や負傷者数も阪神・淡路大震災を大きく上回ることが予想されています。特に、古い木造住宅の倒壊などによって甚大な被害が出るおそれがあります。

また、中央防災会議の「東南海・南海地震等に関する専門調査会」では、東南海、南海地震の抜本的対策を講じるための検討を行うため、その対象となる地震像とそれによる被害の状況の検討（平成15年9月公開）を行いました。

東海地震による建物被害（静岡県第3次地震被害想定）

要因別建物被害想定結果（県計）

（単位：棟）

被害要因	被害区分	予知なし			予知あり
		5時	12時	18時	
地震動・液状化	大破	131,183	131,183	131,183	131,183
	中破	292,115	292,115	292,115	292,115
	一部損壊	290,670	290,670	290,670	290,670
人工造成地	大破	4,774	4,774	4,774	4,774
	中破	14,322	14,322	14,322	14,322
津波	大破	2,240	2,240	2,240	2,240
	中破	3,666	3,666	3,666	3,666
	一部損壊	7,429	7,429	7,429	7,429
	床下浸水	14,955	14,955	14,955	14,955
山・がけ崩れ	大破	3,546	3,546	3,546	3,546
	中破	8,762	8,762	8,762	8,762
延焼火災	焼失	10,665	16,551	58,402	51
建物被害総数 (被害要因間の重複を除外)	大破	150,330	155,489	192,450	140,801
	中破	306,845	305,329	294,846	309,174
	一部損壊	289,365	288,090	279,433	291,890
	床下浸水	7,884	7,865	6,945	7,041
建物棟数		1,528,349	1,528,349	1,528,349	1,528,349
建物羅災棟数		754,424	756,773	773,673	748,907
建物羅災率(%)		49.4	49.5	50.6	49.0
建物被害棟数		303,752	308,154	339,873	295,388
建物被害率(%)		19.9	20.2	22.2	19.3
建物羅災世帯数		600,713	602,632	619,391	595,732

※羅災棟数＝大破棟数＋中破棟数＋一部損壊棟数＋床下浸水棟数

被害棟数＝大破棟数＋中破棟数/2

注：少数処理による四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

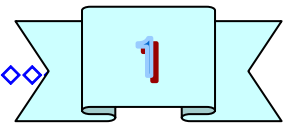
東南海・南海地震による建物被害（中央防災会議の東南海・南海地震等に関する専門調査会の想定）

要因別建物被害（全壊）想定結果棟数（県計）

（単位：棟）

被害要因	5時	12時	18時
揺れ	約34,500	約34,500	約34,500
液状化	約5,200	約5,200	約5,200
津波	約60	約60	約60
斜面災害	約1,200	約1,200	約1,200
火災	約3,100～約10,100	約3,100～約10,100	約22,600～約62,400
合計	約43,900～約51,000	約43,900～約51,000	約63,500～約103,300

※津波の被害については避難意識の高低を、火災の被害については風速の違いを考慮し、幅をもって示している。



東海地震による人的被害（静岡県第3次地震被害想定）

要因別人的被害想定結果（県計）

（単位：人）

被害要因	被害区分	予知なし					予知あり				
		冬5時	春秋12時	冬18時	特徴的ケース	冬5時	春秋12時	冬18時	特徴的ケース		
建物倒壊	死者	4,646	2,281	2,146	2時	4,694	1,245	634	600	2時	1,261
	重傷者	5,790	4,446	4,186	2時	5,852	1,512	1,164	1,096	2時	1,524
	中等傷者	51,288	39,369	37,029	2時	51,810	13,367	10,265	9,649	2時	13,506
津波	死者	227	220	220	14時	220	39	39	39	14時	39
	重傷者	276	271	271	14時	271	46	45	45	14時	45
	中等傷者	663	652	652	14時	652	104	103	103	14時	103
山・がけ崩れ	死者	555	476	443	2時	560	116	104	101	2時	117
	重傷者	936	795	744	2時	948	182	158	148	2時	184
	中等傷者	2,237	1,893	1,779	2時	2,259	417	353	337	2時	420
火災	死者	117	121	586	夏	64	11	8	8	夏	8
	重傷者	122	130	622	12時	68	11	8	8	12時	8
	中等傷者	255	340	1,540	12時	174	4	4	4	12時	4
ブロック塀 石塀の倒壊	死者	23	103	120	14時	176	1	8	9	14時	13
	重傷者	81	351	448	14時	745	4	25	31	14時	49
	中等傷者	59	503	669	14時	1,164	8	27	36	14時	50
屋外落下物	死者	20	86	95	14時	128	0	5	5	14時	15
	重傷者	77	241	308	14時	516	4	25	33	14時	53
	中等傷者	446	3,938	5,179	14時	8,886	51	128	150	14時	239
屋内収容物の 移動転倒	死者	176	145	143	2時	176	58	30	28	2時	58
	重傷者	11,346	10,263	9,648	2時	11,456	1,363	1,238	1,160	2時	1,379
	中等傷者	30,661	27,744	26,099	2時	30,971	3,683	3,325	3,133	2時	3,712
道路上への 落石・崩土	死者	87	263	263	14時	263	0	0	0	14時	0
	重傷者	26	82	82	14時	82	0	0	0	14時	0
	中等傷者	42	125	125	14時	125	0	0	0	14時	0
合計	死者	5,851	3,695	4,016			1,470	828	790		
	重傷者	18,654	16,579	16,309			3,122	2,663	2,521		
	中等傷者	85,651	74,564	73,072			17,634	14,205	13,412		

※特徴的ケース 2時：在宅率が高い時間帯、夏12時：1923年関東地震の発生季節・時間帯
14時：外出率が高い時間帯

※ は、被害が最も多い。

下敷き・生き埋めによる要救助者数（県計）

（単位：人）

	予知なし			予知あり		
	5時	12時	18時	5時	12時	18時
要救助者数	28,070	21,882	20,573	7,324	5,713	5,367

東南海・南海地震による人的被害（中央防災会議の東南海・南海地震等に関する専門調査会の想定）

要因別人的被害（死者数）想定結果（県計）

（単位：人）

被害要因	5時	12時	18時
建物倒壊	約1,300	約700	約700
津波	—	—	—
斜面崩壊	約100	約70	約70
火災	約40～約100	約20～約60	約100～約300
合計	約1,400～約1,500	約800	約800～約1,000

—：わずか

※火災の被害については風速の違いを考慮し、幅をもって示している。

5 東海地震による被害発生と応急対応のシナリオの概要

(注:被害想定
数字は四捨五
入した概数で
表示)

警戒宣言

前兆現象

- ・前兆現象発生から短時間のうちに地震発生の可能性もある。
- ・場合によっては地震予知情報が間に合わない、又は前兆現象がつかめないケース

突発地震

警戒宣言時の避難

(津波) 避難対象地区住民 27 万人
内 要介護者 4,700 人
(山崩れ) 避難対象地区住民 11 万人
内 要介護者 2,300 人
(避難対象地区以外の住民)
自宅の耐震性の不安から
避難地に避難

- ・車両避難による混乱
- ・避難が必要な地区でも避難しない 14%
- ・耐震性のない医療施設では入院患者の転院

地震発生

静岡県ほぼ全域が震度6弱から7の強い揺れに襲われる。

- ・強い揺れが1分程度、地盤が軟弱であればそれ以上続く。
- ・埋立地や平野部の地盤の弱い地域では地盤の液化が発生
- ・駿河湾西岸では最大1.5m程度の地盤隆起
- ・富士川河口では場所により3.5m程度の変位が発生

余震活動

本震直後から余震多発

- ・本震よりマグニチュードが1程度小さい最大余震発生の可能性

山間部での山・がけ崩れ

- ・危険度の高い斜面が約30%

市街地での延焼火災

- ・焼失家屋は11,000棟(冬早朝)~58,000棟(冬夕刻)
- ・24時間程度延焼を続ける地区も発生

津波の発生

駿河湾内では地震の発生から数分で津波の第1波が沿岸に襲来

- ・津波は繰り返す、12時間以上の警戒が必要

ライフラインの状況

上水道: 発災直後には9割が断水、2日後には7割が断水、応急復旧に約30日
電気: 発災直後には約34%が停電、系統の切替により通電範囲が拡大、応急復旧に約6~12日
ガス: 全域で供給停止、応急復旧に約30日
電話: 発災直後には被害発生と輻輳により一般電話は使用不能、応急復旧に約12日
下水道: 排水困難な地域が多発、応急復旧に約30日

数時間後

一日後

一週間

一ヶ月

救出・救助、医療救護活動

- ・倒壊建物の下敷き、生き埋め 20,000~28,000 人
- ・鉄道、高速道路などでもひとたび事故が発生すれば数百人規模の死傷者発生
- ・同時多発、要員不足などから救出の遅れ、隣近所の救出も限界
- ・医療施設自身の被災もあり、医療機能の低下

トリアージ
広域搬送

避難活動

避難対象地区住民

- ・津波危険地域 27 万人
- ・山・がけ崩れ危険地域 11 万人

→ 車両避難による避難地の混乱
→ 避難所生活者 1 日後で 119 万人

→ 余震や雨で避難が長期化
→ 1 週間後 76 万人
→ 1 ヶ月後 56 万人

緊急輸送路と物資の確保

(道路) 発災後 1~3 日は道路啓開作業のため緊急輸送活動に支障
(港) 津波漂流物の除去などのため、航路の使用再開までに 3 日程度を要する。
(ヘリポート) 避難者の存在による混乱、アクセス道路の障害の発生

↓
食料・物資の不足(発災初期は備蓄でまかなうが...)

- ・食料不足: 3 日目 125 万人分
- ・給水不足: 3 日目 1,500 トン
- ・毛布の不足: 55 万枚

↓
県外から調達
広域的な輸送

応急復旧資機材の需要発生

4~6 日目がピーク: 8.8 万トン/日

- ・港湾のみでは 4~6 日目に輸送容量不足から広域的な陸上輸送路の確保が必要

応急住宅

(1ヶ月後の需要希望数)

- ・避難所生活: 60,000 世帯
- ・応急仮設住宅: 47,000 世帯
- ・公営住宅一次入居: 3,000 世帯

↓
(数年後の潜在的需要数)
災害復興公営住宅等による公的支援などの希望 96,000 世帯

↓
し尿: 仮設トイレの需要 直後 7,800 基(不足 2,000 基)
瓦礫: 住宅・建築物系の解体瓦礫・残骸物 30 百万 m³ (26 百万トン) 発生
公共・公益施設系の解体瓦礫・残骸物 6 百万 m³ (10 百万トン) 発生
仮置き場の長期化⇒最終処分までに長期間を要す。
分別・リサイクルが困難
粉じん・アスベストなどの環境問題の発生
生活ゴミ: 家庭ゴミ 9 万トン/月
粗大ゴミ 6 万トン/月

警戒宣言

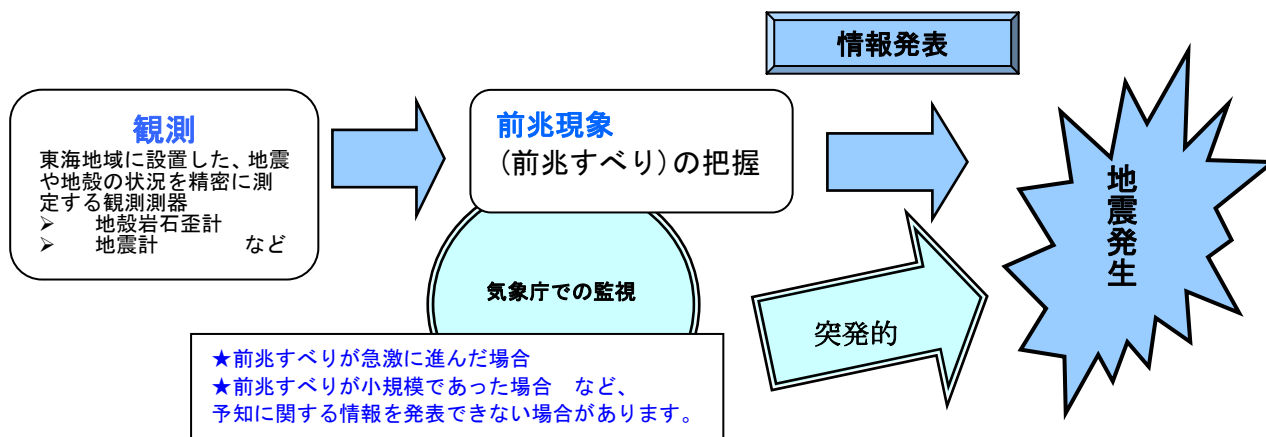
突発地震として設定

2

東海地震に関連する
情報体系

1 地震予知と観測体制

東海地震の予知は、気象庁などの国の機関が中心となり、歪計などの観測機器を設置して 24 時間体制で監視を行い、観測データの変化をとらえ、それが直ちに東海地震の発生に結びつくかどうか判定しようとするものです。



※前兆すべりとは？

プレート境界は普段は強くくっついていますが、東海地震の前には少しずつすべり始め、最終的に大きくずれて東海地震となる、と考えられています。この前兆的なすべり現象が前兆すべりです。

2 東海地震に関連する情報

気象庁では、最近の地球科学の知見により、前兆すべりによる変化に沿った現象が観測されている場合には、警戒宣言よりもある程度前に今後の推移について説明可能な段階が設定できると考え、平成 16 年 1 月 5 日から新たな「東海地震に関連する情報」の運用を開始しました。

新しい情報体系では、危険度が低い情報から順に「東海地震観測情報」→「東海地震注意情報」→「東海地震予知情報」が発表されます。

「東海地震観測情報」は、観測された現象が東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合等に発表され、この段階では平常通りの生活が続けられます。

「東海地震注意情報」は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表され、応援部隊等の派遣準備や児童・生徒の帰宅等の準備がとられ、住民は不要・不急の旅行や出張の自粛等をするとともに、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、行動する必要があります。

3 警戒宣言

さらに異常が進み、東海地震が発生しそうだという場合には、気象庁長官が内閣総理大臣に「地震予知情報」として報告します。

「地震予知情報」を受けた内閣総理大臣は、閣議を開き、「警戒宣言」を発することになります。

「警戒宣言」とは、マグニチュード 8 程度の大地震（東海地震）が発生することが予想されるという警告であり、「大規模な地震の発生に備えて、安全の確保や準備を行ってください」という指示です。

「警戒宣言」の発令により、地震防災対策強化地域やその周辺地域全体が本格的な防災態勢に入り、鉄道や道路については強化地域への進入が禁止され、避難対象地区の住民は速やかに避難地に避難することになります。

東海地震観測情報

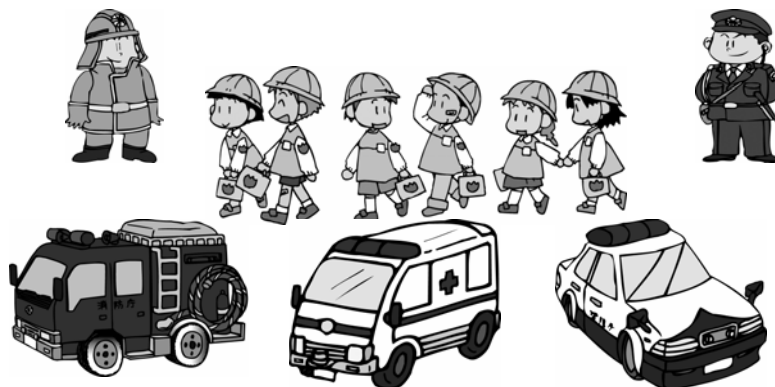
- 防災対応は特にありません。
- 国、県、市町等では、情報収集連絡体制がとられます。



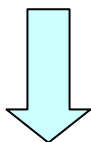
(防災準備行動開始)

東海地震注意情報

- 東海地震に対処するため、以下のような防災の準備行動がとられます。
 - ◇ 必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策を行います。
 - ◇ 救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます。



テレビ・ラジオ等の情報に注意し、県、市町等の防災計画に従って行動して下さい。



東海地震予知情報・警戒宣言



- 地震災害警戒本部が設置されます。
- 津波や山・がけ崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます。



市役所や町役場の広報用スピーカーやサイレン、広報車、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒し、「警戒宣言」及び県、市町等の防災計画に従って行動する必要があります。

4 警戒宣言が発令されたときの社会状況

警戒宣言が発せられると、公共交通機関の運行が停止するなど、社会活動が大幅に制限されます。各施設等の実情に応じて、「東海地震注意情報」の発表時から、地震に備えた行動を開始する必要があります。

また、警戒宣言が発せられると、皆一斉に準備行動を起こすため、大変な混乱が生じることが予想されますので、社会状況を的確に捉えた迅速かつ安全な行動を心がける必要があります。

電気・ガス：使用可能(できるだけ使わない)



水道：使用可能(普段から水をためておく)



電話：必要に応じ一般通話制限。ただし、緑色、オレンジ色及びグレーの公衆電話からの通話は確保される。



バス：付近の安全なところまで走行し、運行を中止する。



鉄道：最寄りの駅等付近の安全なところまで走行し、運転を中止する。



道路：緊急輸送路・避難路を確保するため交通規制がされる。車は徐行運転。



劇場・デパート：原則として営業停止（食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設で、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、各店舗の判断により営業を継続できる。）

病院：外来診療中止

銀行：原則として営業は中止するが一部のATM（現金自動預払機）は使用可能

幼稚園・学校：閉園、閉校。園・学校にいる園児・児童生徒は原則として帰宅又は保護者に引き渡す。



3

事業所の
責任と役割

1 事業所が果たすべき役割

防災基本計画では「国民の防災活動の環境整備」における項目のひとつとして「企業防災の促進」を掲げ、災害時に企業の果たす役割として、以下の3点が記載されています。

- 従業員、顧客の安全
- 経済活動の維持
- 地域住民への貢献

企業については、まず第1に、企業自身の災害対策を推進し、従業員及び顧客の安全確保、災害が発生しても業務継続ができるようにすることが必要であり、そのうえで、地域への支援、さらには経済復興への貢献等、地域への貢献を果たしていくことが求められます。

また、地域への貢献に関しては、災害対策基本法第7条の趣旨からも重要であると考えられ、今後、貢献活動を促進するための環境整備を行うことが必要であると考えられます。

防災基本計画 国民の防災活動の環境整備 企業防災の促進

- 企業は、災害時の企業の果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- このため、国及び地方公共団体は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討、実施を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

災害対策基本法 第7条

（住民等の責務）

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

2 社会的責任としての防災対策

東海地震に係る地震防災対策強化地域では、各企業の自立した防災対応が求められることとなります。また、地域住民、自主防災組織、行政機関等との連携も、より一層重要なものとなり、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」という意識において、各企業も地震防災対策に取り組む必要があります。

企業（事業所）は、地域住民の生活に深く関わる社会の構成員です。多様な業種や業態があり、規模も千差万別ですが、企業によっては、多くの社員・従業員や顧客、設備、資機材等を有しており、防災対策において社会的責任があると思われれます。

企業（事業所）の社会的責任としては、従来から「従業員や顧客の安全確保」「財産保全」などに重点が置かれてきましたが、このほか今日では、「本来業務・サービスの安定稼働や早期復旧」、「地域貢献」が求められます。

①本来業務・サービスの安定稼働や早期復旧

災害、特に東海地震、東南海・南海地震のような大規模地震が発生した場合、通常営まれている企業の本来業務は中断する可能性があり、企業活動に影響が生じます。

さらに、他に代替的製品がない部品等を製造・生産する企業が被災し、業務が中断した場合、全国的な経済活動全体に大きな影響を与える可能性も考えられます。

災害による個々の企業の業務継続を行うための事前対策としては

- 業務情報バックアップシステムの整備
- バックアップオフィスの確保
- 施設、設備の耐震化

等が必要であるとともに、事業減益等を最小化し、目標とした時間内に基幹業務を再開できるように、あらかじめ、どれくらいの規模の被災となるかのシナリオを想定し、これに基づき災害等に対する基本方針、緊急時の対応組織を整備し、業務運営のための実施すべき事柄の優先順位や代替業務手段を定めておくことが重要です。

また訓練等でその実効性を検証し、必要に応じて改善していくことが望まれます。

②地域貢献

災害時の企業の地域貢献活動は平素から取り組んでいる企業活動の延長上、事業特性（企業の強み）を生かしたものが、結果的に地域のニーズへのタイムリーな支援となると考えられます。

地域貢献を実現するための企業における環境整備方策としては以下のようなものがあげられます。

- 自主防災組織と事業所の協働体制の構築
- 地域での防災情報共有化のための仕組みの構築
- 防災に係るリーダー的人材の育成 など



3 自主防災組織等との協働（コラボレーション）

協働（コラボレーション）とは、様々な分野の人々が共に力を出し合って、ある一定の共通の仕事を成し遂げることです。

東海地震をはじめとする大規模な災害が発生した場合や、災害時の備えを図るための防災訓練などを行う場合は、地域の人々や防災関係機関・団体の参加や協力、連携によって、地域防災力を高める効果が期待できます。

企業（事業所）も地域コミュニティの構成員であり、工業団地やオフィス街のように近隣企業相互で形成されるコミュニティ・ネットワークはもちろんのこと、既成市街地における住工・住商混在地域など、企業や事業所が、平常時から住民や行政等と連携してまちづくり等に参画し、地域防災力を高めることが重要です。また、コミュニティ・ネットワーク形成の際に、災害対策上の必要な事項に関して、地方公共団体と事前に協定を締結することも必要であると考えられます。

企業（事業所）と自主防災組織との関わりについては、発災時には、企業（事業所）の多くが操業・営業を止め、一時的に社員・従業員を帰宅させる方針をとっており、社員・従業員は自宅に帰れば自主防災組織の一員であることから、間接的に自主防災組織との連携につながるようになります。

しかし、周辺地域で緊急を要する事態が発生した場合は、社員・従業員を社外（周辺地域）に派遣し、消火や救出・救助などの応援を行うことが求められます。このため、周辺の自主防災組織と合同で訓練を行うなど、日ごろから十分にコミュニケーションをとっておく必要があります。

資機材の供与・貸与や敷地開放についても同様で、例えば、自主防災組織からの要請に対応する窓口はどこか、何が供与・貸与の対象となるのか、などの基本的事項は事前の取り決めが必要です。また、自動車や重機車両については、現物があっても運転できる人がいなければ使用できません。誰がどう運転手を手配するかは事前に決めておかなければなりません。

なお、企業（事業所）が社員・従業員を地域に応援派遣する場合には、労務災害の問題を考慮する必要があります。業務との関連性を明確にするために、計画としてあらかじめ定めておくことが望まれます。

「自主防災組織」

- ・警戒宣言発令時や大地震発生時には、公的防災関係機関の活動は著しく制限を受けると見られます。そのため地域住民が的確に行動して被害を最小限に止めるために、自主防災組織が結成され、互いに協力し合いながら防災活動に取り組むことが必要です。
- ・自主防災組織は、日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など災害に対する備えを行い、また、実際に地震が発生した際には、初期消火活動、被害者の救出・救護、情報の収集や避難所の運営といった行動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。
- ・静岡県内の自主防災組織（約5,200組織）は、町内会（自治会）単位に結成されたものが多く、組織率はほぼ100%となっています。

自主防災組織との協働の具体例

	平常時	発災時
物資や資機材の活用 (供与・貸与)	・水、非常食、什器類、衣類、工具類、重機車両、自動車、医療・医薬品、消防資機材、発電機、照明器具、テントなど	
敷地・施設の開放	・地域との合同防災訓練会場に利用	・避難地、避難所利用 ・緊急物資等の一時保管
社員教育 社員の応援派遣	・社員に対する防災教育 ・防災担当職員が地域に出向いての防災訓練指導	・初期消火、救命救護、救出救助、災害時要援護者の支援
周辺地域との合同 防災訓練の実施	・周辺地域との合同防災訓練の実施 ・地域防災訓練への参加	
情報の収集や提供	・地域での防災情報共有化	・企業独自の情報システムを活用した情報の収集や提供

4 各業種に期待されること

(1) 卸売・小売業者

卸売・小売業者については、食料品や衣料品をはじめ、医薬品、身の回り品など、各種生活必需品の販売、供給を担うことから、住民にとって最も身近で不可欠な業種です。とりわけ、コンビニエンスストアや大型ショッピングセンターは、全国ネットワークによる商品管理と配荷システムを行っており、発災時にも商品の調達が可能であると思われます。生活必需品の供給は、あらかじめ締結された協定等により避難所に優先的に供給されます。

(2) 建設・建築業者

建設・建築業者については、建築資材や重機（フォークリフトやブルドーザー等）を保有していることから、倒壊建物や大型廃材の移動若しくは処分又は道路上の障害物の除去に大きな力を発揮することが期待されます。また、救出訓練時における資機材の貸与や建物の耐震化の指導など、平常時の防災対策指導も可能です。平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、倒壊した建物の下敷きによる犠牲者が大多数であったことから、建設・建築業の果たす役割は非常に大きいと言えます。

ただし、緊急輸送路の復旧作業や応急仮設住宅の建築資材調達などについては、あらかじめ業者が定められており、公の復旧事業が優先される場合があります。

(3) 医療・福祉事業者

平成16年10月に発生した新潟県中越地震では大きな余震が続いたため、避難生活が長期化し、ストレスで健康を害する者などが出るなどの問題が生じました。

医療・福祉事業者については、避難所での住民のメンタルヘルスケア、災害ボランティア等と連携した災害時要援護者に対するケアに関する支援など非常に大きな役割が期待されています。

(4) 製造業者

ある程度の規模を有する製造業者は、工場や倉庫、敷地、社員・従業員をはじめ、緊急用物資や資機材を保有していることから、緊急時には一時的な避難場所として敷地の開放、周辺地域への社員応援派遣、物資や資機材の供与・貸与が可能と思われます。これ以外にも、事業所の防災担当職員が講師や指導者として、近隣地域へ出向き、専門的な視点で訓練指導を行うことができます。特に、市街地や住宅地に近い場所に立地する事業所は、周辺地域との連携が必要であると考えられます。

このほか、次の業種も災害時に地域への貢献が可能であると考えられます。

農業・林業・漁業	○緊急時における食料等の供与
鉱業	○緊急時における車両燃料等の代替的エネルギーの供与
情報通信業	○被災者に必要となる生活関連情報、給付手続き、仮設住宅への入居手続き等の行政情報の伝達・提供 ○安否情報の収集・提供
運輸業	○生活・救援物資、復旧資機材等の輸送 ○業務無線による災害情報の収集 ○空き倉庫等での防災資機材や発災時の救援物資の仮保管
不動産業	○一時的な避難等のための遊休物件の貸与
飲食店、宿泊業	○災害ボランティア等の受け入れ場所の提供並びに炊き出しを行う場合の連携・協力 ○観光客等の一時的な避難場所の提供 ○帰宅困難者への施設の開放
教育、学習支援業	○学校の授業中断時期の児童・生徒の支援
サービス事業	○災害ボランティア等と連携した支援 ○生活・救援物資等の調達・輸送 ○ガソリンスタンドや自動車修理業者による工具類の貸与 ○レッカー・クレーン業者による業務用車の活用

4

地震防災応急計画
及び
地震防災対策計画
の作成

1 地震防災応急計画及び地震防災対策計画とは

大規模な災害が発生した場合には、どのような事業所であっても、顧客や従業員等の安全確保、早期の事業再開といった社会的責任があり、これらの責務を果たすためには、日ごろから災害時の状況をイメージし、それぞれの事業の規模や事業内容に応じた防災対策に取り組まなければなりません。

(1) 地震防災応急計画

大規模地震対策特別措置法に規定する施設又は事業を管理又は運営する者で、地震防災対策強化地域内の事業所は、地震防災応急対策に係る措置に関する事項等について定めた「地震防災応急計画」を作成しなければならないことになっています。

作成すべき区域 (地震防災対策強化地域)	静岡県内は全域
-------------------------	---------

(2) 地震防災対策計画

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に規定する施設又は事業を管理又は運営する者で、東南海・南海地震防災対策推進基本計画において定められた範囲に存する事業所は、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項等について定めた「地震防災対策計画」を作成しなければならないことになっています。

なお、放送事業者は、津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努める必要があることから、東南海・南海地震防災対策推進基本計画において定められた範囲に施設が存しなくても、この範囲を放送対象地域に含む場合は「地震防災対策計画」を作成しなければなりません。

作成すべき区域 (東南海・南海地震防災対策推進基本計画において定められた範囲)	次の市町の一部の区域です。詳しくは各市町防災担当課に確認してください。 静岡市、浜松市、沼津市、磐田市、焼津市、掛川市、御前崎市、牧之原市、新居町
--	--

(3) 地震防災応急計画と地震防災対策計画との関係

地震防災対策計画を作成すべき区域の事業所は、「地震防災応急計画」と「地震防災対策計画」を作成することとなります。しかし、東南海・南海地震は現在、予知情報等が発表されないため、東南海・南海地震が発生した場合と東海地震が突然発生した場合とは、発生直後にどちらの地震が発生したかの判別ができません。したがって、東海地震が突然発生した場合と東南海・南海地震が発生した場合の津波対策は基本的に同じであることから、地震防災応急計画と地震防災対策計画を統合した計画を作成することが望まれます。

なお、統合した計画において、必ず大規模地震対策特別措置法及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づいていることを明示する必要があります。(本章5「地震防災応急計画及び地震防災対策計画作成例」(9)「津波避難対象地区内の事業所における地震防災応急計画と地震防災対策計画を統合した計画」を参照)

また、統合して計画を作成した場合でも法令上は、各々の計画を作成したこととなるので、届出書類等及び届出部数は、それぞれの法令に基づいた届出書類等及び届出部数が必要となります。

※ 作成義務のない事業所においても、被害を最小限に止めるためには、各々の規模や実情に応じた計画を作成し、事前準備をしておく必要があるのは言うまでもありません。

地震防災応急計画及び地震防災対策計画の作成にあたっては、次ページ以降に記載した、「地震防災応急計画作成指針」及び「地震防災対策計画作成指針」に沿って、各施設等の実情にあわせた計画を作成してください。

「地震防災応急計画」及び「地震防災対策計画」において定めるべき事項は次のとおりです。

地震防災応急計画	地震防災対策計画
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設又は事業についての「地震防災応急対策」に係る措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地震防災応急対策…警戒宣言が発せられた時から当該警戒宣言に係る大規模地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間において、当該大規模な地震に関し地震防災上実施すべき応急の対策をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設又は事業についての「東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項」に係る措置に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地震に係る防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報に関する事項 	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ すべてが「地震防災応急計画」、「地震防災対策計画」のかたちで作成、提出する必要はありません。次に掲げる各計画又は規程において、地震防災応急計画又は地震防災対策計画で定めるべき事項を盛り込むことにより、「地震防災応急計画」、「地震防災対策計画」を作成したものとみなされます。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 消防法に規定する消防計画又は予防規程 ◇ 火薬類取締法に規定する危害予防規程 ◇ 高圧ガス保安法に規定する危害予防規程 ◇ ガス事業法に規定する保安規程 ◇ 電気事業法に規定する保安規程 ◇ 石油パイプライン事業法に規定する保安規程 ◇ 石油コンビナート等災害防止法に規定する防災規程 ◇ 鉄道に関する技術上の基準を定める省令第3条第1項の実施基準 ◇ 索道施設に関する技術上の基準を定める省令第3条の細則 ◇ 軌道運転規則第4条第1項の施設及び車両の整備並びに運転取扱に関して定められた細則 ◇ 海上運送法施行規則第7条の2第1項の運航管理規程 ◇ 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項の運行管理規程 	

2 計画作成の前提となる条件

計画は、「静岡県第3次地震被害想定」、「中央防災会議で実施した被害想定」結果を踏まえ、被災シナリオを想定し作成することが望まれます。

東海地震の警戒宣言が、いつどのような状況下で発せられ、その時の周囲の状況はどうか、地震による被害はどの程度になるのかなど不確定要素が大きく存在するものの、計画作成の前提として考慮すべき基本的な事項は、一部想定も含めて示すと次のとおりです。

	東海地震	東南海・南海地震
警戒宣言	歪計等の観測機器から得られた観測データに異常な変化が見られ、大規模な地震が発生するおそれがあると判断した場合に発表される。	—
予想される地震の規模	「マグニチュード8程度」	「マグニチュード8程度」
予想される震度	県内のほぼ全域で震度6弱～7が予想される。	東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された市町のほぼ全域で、概ね震度6弱以上が予想される。
津波のおそれ	伊豆半島から遠州灘沿岸では2～10mの大きな津波の発生のおそれがある。	伊豆半島から遠州灘沿岸では1～4mの大きな津波の発生のおそれがある。

また、警戒宣言が発せられた場合の周囲の状況は、

- 電気、都市ガス、水道は供給継続
- 鉄道、船舶、バスは運行停止
- 電話は、必要に応じ一般通話が制限される。ただし、緑色、オレンジ色及びグレーの公衆電話からの通話は確保される。
- 道路交通については、強化地域への一般車両の流入は禁止され、強化地域内の通行においては、交通規制が行われるほか、走行車両は低速で走行することとなっており、大渋滞となるものと考えられる。
- 百貨店・スーパー等で建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給のため、各店舗の判断により営業を継続できる。
- 金融機関は、原則として営業を中止するが、一部のATM（現金自動預払機）は使用可能。
- 津波や山・がけ崩れの危険のある地域（「避難対象地区」）には、避難の勧告又は指示が出される。

それぞれの施設等の警戒宣言時の防災対応は、その施設等の耐震性等によって異なると考えられます。避難行動や発災後の応急復旧対策を考える上でも、建築物等の耐震診断及び耐震補強を実施することが望まれます。

3 地震防災応急計画作成指針

(1) 総括的事項

地震防災応急計画	
計画事項	記載すべき事項は、大規模地震対策特別措置法第21条第1項各号に規定する地震防災応急対策のうち、各施設等が実施すべき事項並びに防災訓練、防災上必要な教育及び広報に関する事項である。このほか施設等の実状に応じ必要と考えられる事項に係る計画を追加するものとする。
計画とみなされるもの	消防計画、予防規程等において、地震防災応急計画で定めるべき事項について定めた部分（以下「地震防災規程」という。）は、地震防災応急計画とみなされる。
計画作成義務者	大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号列記の24の施設又は事業を管理又は運営する者（消防法第8条の2の規定により共同防火管理規程を作成すべきものを含む）（以下「施設管理者等」とする）は、地震防災応急計画を作成しなければならない。 なお、警戒宣言時の対応を定めておくことは、すべての事業所にとって必要であり、計画作成義務のない事業所にあっても自主的に計画を作成することが望ましい。
作成期限	地震防災強化地域に指定されることにより計画作成義務が生じる者は、当該指定の日から6か月以内に、また、事業を開始する等により計画作成義務が生じる者は、事業の開始に先だって計画を作成しなければならない。なお、施設の拡大、事業内容の変更等により計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該計画を変更しなければならない。
届出先	作成した計画は、「地震防災応急計画の届出先」（別表）に定めるところにより、所管する官庁に届出を行わなければならない。なお、複数の届出先に関する計画は、それぞれ関係する官庁に届出をする必要がある。
届出書類等	(ア) 施行令第4条第6号、第9号、第10号、第12号から14号（消防計画の対象となるものを除く）、第15号から第18号及び第20号の施設に係る計画を知事に届け出る場合 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 大規模地震対策特別措置法施行規則 別記様式第1の届出書（1部） ◇ 計画書（1部） ◇ 計画書の写（1部） ◇ 添付書類（2部） (イ) (ア)に掲げる計画以外を地震防災規程として所管する官庁に届け出る場合 <ul style="list-style-type: none"> ◇ それぞれの法令で定める届出書 ◇ 計画書 ◇ 計画書の写 ◇ 添付書類 （提出部数は、それぞれの法令で定める部数（別表参照）） (ウ) (ア)及び(イ)に係る「添付書類」は次のものである。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 施行令第4条第1号から第8号、第13号から第17号、第20号又は第23号の事業に係る計画等については「位置図」 ◇ 施行令第4条第9号から第12号、第18号から第22号の事業に係る計画等については「主要な施設の位置図」（海運及びバス事業については航路図又は運行系統図を含む。）、「写しを送付した市町名一覧表」
写しの市町長への送付	計画の届出をしたときは、その写しを市町長に提出しなければならない。なお、写しの送付は施設又は事業が関係するすべての市町長に対して行う。ただし、消防長に提出する地震防災規程の写しは、消防長に提出する際、合わせて提出すれば消防長から市町長に回付する。 送付を要する書類及び部数は次のとおりである。 (ア) 送付書（1部） <ul style="list-style-type: none"> ◇ 届出書類等の(ア)に該当する計画に係るものは、別記様式第2 ◇ 届出書類等の(イ)に該当する計画に係るものは、別記様式第3による (イ) 計画書の写し（（別表）記載の部数） (ウ) 添付書類（計画書の写しの送付部数と同数）
地震防災規程による計画の形式	地震防災規程の形式は次のいずれの方法によってもさしつかえない。 (ア) 必要な事項を、消防計画、予防規程等に追加することにより行う。 (イ) 東海地震対策に係る計画を別冊として作成する。
基本的な留意事項	(ア) 計画は、警戒宣言が発せられた場合に施設等がおかれる様々な条件を想定して作成するものであるが、警戒宣言が発せられた場合の社会状況等を勘案して「東海地震注意情報」が発表された段階からの計画を施設等の実状に応じて作成することが望ましい。 (イ) 計画の作成にあたっては、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の条件を考慮して作成すること。 例えば次のような条件を考慮する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 時間帯（営業時間内、営業時間外、夜間） ◇ 責任者及び防災要員の在、不在 (ウ) 上記の条件を考慮するにあたっては、それぞれの施設等において最も厳しい状況（年末年始、お盆期間等）を計画作成の基本条件として、これに対応可能な計画となるよう検討しておくこと。 (エ) 計画は、抽象的でなく、誰が、いつ、何を、どのようにする等、具体的に定めておくこと。また、日ごろから従業員等関係者への周知を図ること。
計画の一貫性の確保	計画は、企業等が管理する施設や事業ごとに定めることとされている。しかし、実効性のある地震防災応急対策を実施するためには、各施設、事業間の計画の関連性を充分留意して計画を作成する必要がある。例えば、同一敷地内に危険物施設、水道施設、高圧ガス施設が存在するような場合は、これらの施設に係る計画を一つにまとめる等によって、整合性のある計画とすることが望ましい。（この例の場合、届出先は3か所となることに留意）

地震防災応急計画の届出先（別表）

大規模地震対策特別措置法施行令第4条の号数	施設又は事業の種類及び根拠法令並びに作成すべき計画又は規程	届出先	届出部数	市町長の写及び添付書類の送付部数
一	<p>不特定多数（30～50人以上）が出入する防火対象物</p> <p>(一) イ. 劇場、映画館等 ロ. 公会堂、集会場</p> <p>(二) イ. キャバレー、ナイトクラブ等 ロ. 遊技場、ダンスホール</p> <p>(三) イ. 待合、料理店等 ロ. 飲食店</p> <p>(四) 百貨店、マーケット、店舗、展示場</p> <p>(五) イ. 旅館、ホテル等</p> <p>(六) イ. 病院、診療所等</p> <p>(八) 図書館、博物館等（50人以上）</p> <p>(九) イ. 蒸気浴場・熱気浴場等 ロ. イ以外の公衆浴場（50人以上）</p> <p>(十) 停車場、発着場（50人以上）</p> <p>(十一) 神社、寺院、教会（50人以上）</p> <p>(十三) イ. 自動車車庫、駐車場（50人以上）</p> <p>(十五) 事業場（工場、作業所等を除く）（50人以上）</p> <p>(十六の二) 地下街</p> <p>(十六の三) 準地下街（建築物の地階で不特定多数が出入りするもの）（50人以上）</p> <p>(十七) 文化財（50人以上） （消防法施行令第1条の2第3項）</p> <p>消防法第8条第1項に規定する消防計画</p>	消防長	2部	<p>300人以上3部</p> <p>300人未満2部</p>
二	<p>不特定多数の者（30人以上）が出入する複合用途防火対象物 （消防法施行令第1条の2第3項）</p> <p>消防法施行令別表第一の1項から4項、5項イ、6項イ、9項イの施設で収容人員30人以上のもの及び8項、9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設で収容人員50人以上のものは、消防法第8条第1項に規定する消防計画</p> <p>消防法施行令別表第一の8項、9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設で収容人員が30人以上50人未満のものは、地震防災応急計画</p>	<p>消防法施行令別表第一の1項から4項、5項イ、6項イ、9項イの施設で収容人員30人以上のもの及び8項、9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設で収容人員50人以上のもの消防長</p> <p>消防法施行令別表第一の8項、9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設で収容人員が30人以上50人未満のものは、地震防災応急計画</p>	<p>2部</p> <p>2部</p>	<p>300人以上3部</p> <p>300人未満2部</p> <p>2部</p>
三	<p>予防規程を定めなければならない危険物の製造所（危険物の規制に関する政令第37条）</p> <p>消防法第14条の2第1項に規定する予防規程</p>	消防長	2部	<p>海域の重要なもの4部</p> <p>その他3部</p>
四	<p>火薬類の製造所（火薬類取締法第3条）</p> <p>火薬類取締法第28条第1項に規定する危害予防規程</p>	<p>県知事（消防室）</p>	2部	<p>海域の重要なもの4部</p> <p>その他3部</p>
五	<p>高圧ガスを製造する事業所（高圧ガス保安法第5条第1項）</p> <p>高圧ガス保安法第26条第1項に規定する危害予防規程</p>	<p>県知事（消防室）</p>	2部	<p>海域の重要なもの4部</p> <p>その他3部</p>
六	<p>当該施設において通常貯蔵し、又は1日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物又は劇物の総トン数が、毒物にあっては20トン以上、劇物にあっては200トン以上の施設の製造、貯蔵、取扱所（毒物及び劇物取締法第2条）</p> <p>地震防災応急計画</p>	<p>県知事（薬事室）</p>	2部	<p>海域の重要なもの3部</p> <p>その他2部</p>
八	<p>石油コンビナート区域の特定事業所（石油コンビナート等災害防止法第2条第6号）</p> <p>石油コンビナート等災害防止法第18条第1項に規定する防災規程</p>	<p>静岡市長</p>	2部	<p>海域の重要なもの4部</p> <p>その他3部</p>
九	<p>第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業（鉄道事業法第2条第1項）</p> <p>地震防災応急計画</p> <p>索道事業（鉄道事業法第2条第5項）</p> <p>地震防災応急計画</p>	<p>県知事（防災情報室）</p>	2部	2部
十	<p>軌道を敷設して運輸事業を営業者（軌道法第3条）</p> <p>地震防災応急計画</p>		2部	
十一	<p>一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業（海上運送法第2条第5項、海上運送法第21条第1項）</p> <p>海上運送法施行規則第7条の2第1項及び第21条の19第1項の運航管理規程、海上運送法施行規則第23条の4において準用する同施行規則第7条の2第1項の運航管理規程</p>	<p>中部運輸局長</p>	2部	4部

大規模地震対策特別措置法施行令第4条の号数	施設又は事業の種類及び根拠法令並びに作成すべき計画又は規程	届出先	届出部数	市町長の写及び添付書類の送付部数
十二	一般乗合旅客自動車運送事業 (道路運送法第3条第1号イ) 地震防災応急計画	県知事 (防災情報室)	2部	2部
十三	学校(小中高大学校、高専、盲・聾・養護学校、幼稚園等1条)、専修学校(82条の2)、各種学校(83条) (学校教育法第1条、第82条の2、第83条) 消防法第8条第1項に規定する消防計画(50人以上) 地震防災応急計画(50人未満)	50人以上消防長 50人未満県知事 (私学振興室、教育委員会) ただし、幼、特殊については30人以上消防長、30人未満県知事	2部	消防長へ消防計画を届け出るもの3部 県知事へ地震防災応急計画を届け出るもの2部
十四	<福祉施設> 児童福祉施設(母子生活支援施設、児童更生施設を除く)、身体障害者福祉センター、救護施設、更生施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、障害福祉サービス事業の用に供する施設(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業に限る)、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、身体障害者更生支援施設、精神障害者社会復帰施設、知的障害者支援施設 (児童福祉法第7条第1項、身体障害者福祉法第5条第1項、生活保護法第38条第1項、老人福祉法第5条の3、老人福祉法第29条第1項、介護保険法第8条第25項、障害者自立支援法第5条第1項、第12項、第21項、第22項、障害者自立支援法附則第41条第1項、障害者自立支援法附則第48条、障害者自立支援法附則第58条第1項) 消防法第8条第1項に規定する消防計画	30人以上消防長 30人未満県知事(地域福祉室)	2部	消防長へ消防計画を届け出るもの3部、 県知事へ地震防災応急計画を届け出るもの2部
	<福祉施設> 母子生活支援施設、児童更生施設、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視覚障害者情報提供施設、医療保護施設、授産施設、宿泊提供施設、婦人保護施設 (児童福祉法第7条第1項、身体障害者福祉法第5条第1項、生活保護法第38条第1項、社会福祉法第2条第2項第7号、売春防止法第36条) 地震防災応急計画	県知事(地域福祉室)		
十五	鉱山(鉱山保安法第2条第2項) 地震防災応急計画	県知事(地域産業室)	2部	海域の重要なもの3部、 その他2部
十六	港湾の貯木場 (港湾法第2条第5項第8号) 地震防災応急計画	県知事(港湾整備室)	2部	海域の重要なもの3部 その他2部
十六の二	動物園等 地震防災応急計画	県知事(生活衛生室)	2部	2部
十七	道路公社管理道路 (道路法第2条第1項) 一般自動車道 (道路運送法第2条第8項) 地震防災応急計画	県知事(道路企画室)	2部	2部
十八	放送局(電波法第4条第1項) 委託放送事業(放送法第52条の13第1項) 地震防災応急計画	県知事(防災情報室)	2部	2部
十九	ガス事業(一般ガス事業、簡易ガス事業、大口ガス事業) ガス事業法第2条第8項 一般ガス事業 (ガス事業法第30条第1項に規定する保安規程) 簡易ガス事業 (ガス事業法第37条の7第3項において準用する同法第30条第1項に規定する保安規程) 大口ガス事業 (ガス事業法第37条の10において準用する同法第30条第1項に規定する保安規程)	産業保安監督部長	2部	海域の重要なもの4部 その他3部
二十	水道事業(水道法第3条第2項) 水道用水供給事業(水道法第3条第4項) 専用水道(水道法第3条第6項) 地震防災応急計画	県知事(水利用室)	2部	2部
二十一	電気事業 (電気事業法第2条第1項第9号) 電気事業法第42条第1項に規定する保安規程	産業保安監督部長	2部	海域の重要なもの4部 その他3部
二十二	石油パイプライン事業 (石油パイプライン事業法第2条第3項) 石油パイプライン事業法第27条第1項に規定する保安規程	産業保安監督部長	2部	海域の重要なもの4部 その他3部
二十三	前各号以外の工場等で、従業員が1,000人以上の工場等 消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長	2部	3部

(注)「届出部数」欄の部数は、地震防災応急計画又は地震防災応急計画とみなされる消防計画や予防規程等の届出部数です。

(2) 「地震防災応急計画」において考慮すべき事項

① 地震防災応急対策に関する事項

大規模地震対策特別措置法第7条第4項により定められている事項であり、計画項目は、大規模地震対策特別措置法第21条第1項各号に掲げるものです。

なお、大規模地震対策特別措置法による必要事項ではありませんが、警戒宣言発令時には社会活動が大幅に制限されるため、「東海地震注意情報」発表時からの対応も、各施設の実情に応じて定めておく必要があります。

さらに、従業員の生命の安全を確保し、企業の財産を守り、事業の再開を円滑にするため、建築物の耐震診断・補強、屋内収容物（機械、器具、什器等）の転倒防止、ブロック塀、ガラス等の危害防止措置、危険物の保安対策の強化等平常時に実施する事項について、計画に定めておくことが望ましいと考えます。

定められた事項	考慮すべき内容
地震予知情報等の伝達等	<p>東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令を、誰が収集し、どのような方法で従業員、利用者等へ漏れなく伝達するかを具体的に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 東海地震注意情報の発表を知ったときは、ラジオ又はテレビによって具体的な内容を聴取し、記録するなどして、伝達の遅延、誤解を防ぐ方法を具体的に定める。また、これを聴取、記録、報告する責任者（及び代理者）を定めておく。 ➤ 責任者、従業員、利用者等に対する東海地震注意情報伝達の具体的方法を定める。この場合、情報伝達に伴う従業員、利用者等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態に合った伝達方法を工夫する。 ➤ 東海地震注意情報の伝達文はあらかじめ定めておくことが望ましく、また、利用者等への伝達については、反復継続して行うよう計画しておく。 ➤ 警戒宣言が発せられたときは、サイレン又は半鐘で市町長が地域住民にこれを知らせることとなっているので、同報無線や広報車等による関係市町の広報計画を了知しておく。 ➤ 施設等の立地条件によっては、サイレン又は半鐘が聞こえない場合もあり、この場合にあっては、情報入手に関して地域の自主防災組織等と協議しておくこと等も必要であり、情報を確実に入手し得る方法を検討しておく。また、情報の受領責任者（及び代理者）を定めておく。 ➤ 警戒宣言の発令を知ったときは、ラジオ又はテレビによって具体的な内容を聴取し、記録するなどして、伝達の遅延、誤解を防ぐ方法を具体的に定める。また、これを聴取、記録、報告する責任者（及び代理者）を定めておく。 ➤ 警戒宣言に係る情報入手及び伝達手段を一般電話のみに頼ることは、電話の輻輳が考えられるため危険である。このことに留意して、情報入手及び伝達手段を検討しておく。 ➤ 警戒宣言の責任者、従業員、利用者等に対する情報伝達の具体的方法を定める。この場合、情報伝達に伴う従業員、利用者等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態に合った伝達方法を工夫すること。なお、情報伝達に際しては、従業員、利用者等のとるべき行動を併せて示す。 ➤ 警戒宣言の伝達文はあらかじめ定めておくことが望ましく、また、利用者等への伝達については、反復継続して行うよう計画しておく。 ➤ 本支店間等企業内の情報伝達は、必要最小限のものに限定する。情報伝達に際しては、発信及び受領責任者（及び代理者）を明確に定め、伝達内容も、例えば「警戒宣言発令」のように簡単なものとして、迅速な伝達を図る。
地震防災応急対策を実施する組織の確立	<p>東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に、速やかに大規模地震対策特別措置法第21条第1項各号列記の地震防災応急対策を実施するために必要な要員を確保して、迅速、的確に防災措置を行うための組織の編成及び活動について計画する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設等が実施する対策の内容、その作業量、所要時間、所要人員、必要な資材等をあらかじめ検討したうえ組織計画をたてる。 ➤ 要員の欠員等に備えて、代替要員を準備する。 ➤ 警戒宣言が発せられる時間帯（営業時間内、外）ごとに参集人員、参集手段、参集所要時間を考慮して編成及び活動内容を定める。 ➤ 警戒宣言時には、本支店間の連絡は極めて制約されるため、必要に応じ警戒宣言時の権限移譲等についても検討を加え、あらかじめ定めておくことが望ましい。 ➤ 組織内部の指揮命令系統を明確にし、組織内部にあらかじめ周知する。また、本部の設置場所、職務分担等を具体的に定める。

定められた事項	考慮すべき内容
避難誘導	<p>東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の利用者、従業員等の避難誘導について定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 避難誘導計画を定めるにあたっては、まず当該施設及び周辺の具体的な災害危険を認識しておくことが必要である。県の第3次地震被害想定等を参考にして、どのような危険があるか十分に調査して確認しておく。 ➤ 施設等の所在する場所によって、原則として次のような避難計画を定める。 <ul style="list-style-type: none"> ○避難対象地区にある施設、大規模施設等については、利用者等を避難誘導するルート、避難先、避難誘導責任者、従業員の分担を定め計画に明示する。なお、避難経路及び避難地の位置図を施設内の見やすい場所に表示することが望ましい。 ○避難誘導は、従業員を要所に配備する等誘導の準備を行ったのち、速やかに実施する。なお、情報伝達計画との関連について十分調整のとれたものとする。また、避難における混乱防止のため避難開始の順番（下の階から順次等）、従業員の誘導方法などについて日ごろから十分教育、訓練を徹底する。 ➤ 避難地は、施設等の責任においてそれぞれ定めることを原則とするが、適地がない等のため市町指定の避難地を利用する場合にあつては、事前に市町長と協議する。この場合、旗を立てる等、施設等がまとまって行動し、所在を明確にする。 ➤ 避難誘導にあつての伝達文をあらかじめ定める。この場合交通機関運行状況、交通規制状況についても伝達する。 ➤ 避難にあつては、利用者に対して、可能な限り食料・飲料水・毛布等の供給を行うなどの一時的な安全措置を講じるよう努める。なお、市町が物資の供給を行うことが困難となることが考えられるため、従業員については、全て各施設等で対応策を講じる。 ➤ 避難に伴い危険な事態、異常な事態等が発生した場合には、直ちに市町警戒本部に報告できるよう計画する。報告すべき事項は、危険な事態等の発生した時間、場所、事態の概要、講じた措置及び要請事項であり、このための報告担当者、報告方法を定めておく。 ➤ 社会福祉施設、病院等、職員のみでは避難が円滑に実施できない施設にあつては、市町や地域の自主防災組織と協議し、避難誘導について協力を得られるよう措置する。また、学校、社会福祉施設、病院等にあつては、家族への引渡し方法を具体的に定める。
消防・水防・その他応急措置に関する事項	<p>火災の発生や津波の襲来に備え、各施設等が事前に講ずる防災措置について定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各施設のおかれた地理的条件や防災施設の実態に応じて、防災活動用設備（屋内の消火栓・スプリンクラー等）の事前配備や起動点検及び要員の配置等について定める。 ➤ 津波危険地区については、管理する船舶の避難、係留強化、流出危険物の防災措置等について定める。
応急救護に関する事項	<p>避難時における負傷、その他の事態に備えた応急救護の計画を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 救急医薬品の準備について定める。 ➤ 救急看護を担当する者を定め、日ごろから技術の習得に努めるようにする。 ➤ 医師の手当てを要する急患の発生に備え、移送方法を検討しておく。
施設、設備の整備及び点検に関する事項	<p>地震の発生に備え、災害の発生を防止し、又は軽減するための施設や設備の整備点検について、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における対応を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設、設備の整備、点検についてはまず第三者に対し、危害を及ぼさないよう措置することを第1目標として計画をたてる。 ➤ 整備、点検に従事する者の安全確保について十分配慮した計画とする。 ➤ いつ、誰が、どのような手順で整備、点検を実施するか、具体的に定める。 ➤ 整備、点検計画を定めるべき重要な設備等は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 火気使用設備器具 ○ 発火流出等のおそれのある危険物 ○ 消防用設備等 ○ 落下、倒壊の危険のあるもの ○ 工事中の建築物等の安全確保 ○ その他
地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配	<p>予想される地震が発生した場合に実施することが必要となる災害応急対策の実施準備として、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において講じておくことが妥当な措置を明示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地震発生後は、食料、飲料水等の供給が極めて制限されるものと予想されるため、各施設等は必要な物資の確保措置について定めておく。 ➤ 市民生活に密接な関係を持つ業種においては、一日も早い復旧が望まれるため、資機材の備蓄、応援要員の確保等について定めておく。また、必要な協定を締結する等により、警戒宣言発令時及び地震発生後においても可能な限り物資供給等が行えるような体制を構築し、この供給体制等について定める。
車両等に関する措置	<p>警戒宣言が発せられたときは、道路交通の渋滞が見込まれるほか、交通規制が行われる。また、一部の地域を除いて自動車の運転は自粛することとなっているため、製品を輸送中の車両等に関する措置について定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 走行中の自動車の運転者は、一時自動車を道路の左端に寄せ、又は路外に停車させ、カーラジオ等により地震予知情報等を聴取する。 ➤ 一時停車の後は、警察官の指示、交通情報等に従い行動する。 ➤ 自動車を置いて避難等する場合は、車両をできる限り路外に、やむを得ない場合は、道路の左側端に駐車させる。 ➤ 交通が禁止されたときは、キーをつけたまま避難等を行う。 ➤ 危険物等を輸送中の車両は、安全な場所に移動する等の措置を講じる。
その他、各施設等の実情に応じた必要な事項	<p>例えば、市町指定の避難場所となる施設等にあつては、市町と協議して避難者の受入方法を定める。</p>

② 東海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項

東海地震が突発的に発生した場合、津波避難対象地区では、速やかに安全な場所へ避難する必要があります。

大規模地震対策特別措置法では定められていませんが、計画作成で考慮すべき事項です。

考慮すべき事項	考慮すべき内容
津波からの円滑な避難の確保に関する事項	強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。また、強い揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 具体的な避難実施の方法、市町との連携体制等を定め、明示するものとする。 ➤ 利用者等を避難誘導するルート、避難先、避難誘導責任者、従業員の分担を定め計画に明示する。なお、避難経路及び避難地の位置図を施設内の見やすい場所に表示することが望ましい。 ➤ 避難誘導にあたっての伝達文をあらかじめ定める。 ➤ 避難誘導は、従業員を要所に配備する等誘導の準備を行ったのち、速やかに実施すること。なお、情報伝達計画との関連について十分調整のとれたものとする。また、避難における混乱防止のため避難開始の順番（下の階から順次等）、従業員の誘導方法などについて日ごろから十分教育、訓練を徹底する。 ➤ 避難地は、施設等の責任においてそれぞれ定めることを原則とするが、適地がない等のため市町指定の避難地を利用する場合にあつては、事前に市町長と協議する。 ➤ 避難にあつては、利用者に対して、可能な限り食料・飲料水・毛布等の供給を行う等の一時的な安全措置を講じるよう努める。なお、市町が物資の供給を行うことが困難となることが考えられるため、従業員については、全て各施設等で対応策を講じる。 ➤ 避難に伴い危険な事態、異常な事態等が発生した場合には、直ちに市町災害対策本部に報告できるよう計画する。報告すべき事項は、危険な事態等の発生した時間、場所、事態の概要、講じた措置及び要請事項であり、このための報告担当者、報告方法を定めておく。 ➤ 社会福祉施設、病院等の従業員のみでは避難が円滑に実施できない施設にあつては、市町や地域の自主防災組織と協議し、避難誘導について協力を得られるよう措置する。 ➤ 津波のおそれがある場合に、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、従業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。
その他、各施設等の実情に応じた必要な事項	例えば、市町指定の避難場所となる施設等（津波避難ビル）にあつては、市町と協議して避難者の受入方法を定めること。

③ 地震防災訓練に関する事項

大規模地震対策特別措置法第7条第4項該当事項であり、必ず記載する必要があります。

定められた事項	考慮すべき内容
地震防災訓練に関する事項	東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の実施及び地震が発生したときの災害応急対策の実施を想定した訓練について定める。
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 訓練の実施回数は少なくとも年1回以上とする。 ➤ 訓練の内容については、地震防災応急対策に重点を置き、東海地震注意情報及び警戒宣言の収集・伝達、防災活動組織の編成、避難誘導、施設・設備の点検・整備等を体系的に行う。 ➤ 東海地震注意情報及び警戒宣言が出される様々なケース（営業時間内・外等）を想定した訓練計画とする。 ➤ 災害応急対策については、警戒宣言に引き続き地震が発生する場合と警戒宣言がなく突然発生する場合の双方についての状況を想定して訓練を実施する。 ➤ 津波避難対象地区については、警戒宣言がなく突然地震が発生した場合の津波避難訓練を少なくとも年1回以上実施する。 ➤ 地域の同業者、自主防災組織等と連絡をとり、協力して訓練を実施するよう配慮する。 ➤ 県、市町等が実施する訓練に積極的に参加する計画とする。 ➤ 訓練結果については、反省点等を取りまとめ、計画の改善、充実について配慮したものとなるよう定める。 ➤ 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

④ 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

大規模地震対策特別措置法第7条第4項該当事項であり、必ず記載する必要があります。

定められた事項	考慮すべき内容
地震防災上必要な教育	<p>東海地震対策は、地震の予知を重要な柱としており、地震予知を生かした的確な防災措置が実施できるよう、日ごろから繰り返し計画的に教育を行うことは極めて重要な意味を持つものである。</p> <p>従業員（必要に応じて利用者等）に対して、その果たすべき役割等に応じた地震防災上の教育を実施し、利用者等に対して、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において的確な行動がとれるような広報を実施することを定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 教育は、防災担当者はもとより従業員全員に対して、また必要に応じて利用者等に対して、それぞれ行うものとする。 ➤ 防災担当者、従業員に対する教育内容は、少なくとも次の事項を含むものとし、実施する内容を具体的に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ○東海地震に関連する情報及び警戒宣言の性格、これに基づきとられる措置の内容 ○予想される地震及び津波に対する知識 ○東海地震に関連する情報及び警戒宣言が出された場合並びに地震が発生した場合に防災上とるべき行動に関する知識 ○それぞれの従業員の防災活動上の位置付け及び果たすべき役割 ○地震防災対策として現在講じられている対策及び地震防災応急計画に関する知識 ○地震対策として、今後取り組む必要がある課題 ○上記のほか、次の事項についても加えることが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ○施設等の所有する消防用設備等についての知識 ○施設等の保有する危険物の性状や防災措置についての知識 ○地域住民（自主防災組織の一員）、家庭人としての防災対策の知識 ○主要防災機関の東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の措置 ○その他必要な事項 ➤ 利用者等に対する教育は企業の取扱商品等の実情に応じて次のもの等について具体的に定める。 <ul style="list-style-type: none"> ○自社製品等について東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時に注意すべき事項、防災措置の実施方法、製品等の性状等 ○施設等が実施している防災措置の状況 ○その他必要な事項 ➤ 教育の方法としては、社内報、職場研修、利用者等に対する資料配布、その他施設等の実情に応じ、多角的、効果的な方法をとるものとし、その方法を明示する。 ➤ 年度ごとに実施計画を定め、計画的に実施するよう配慮する。
地震防災上必要な広報	<p>施設等の社会的立場に応じて、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の措置等についての広報計画を明示すること。</p> <p>例えば以下のもの等が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不特定多数の人が利用する旅館、百貨店、劇場等→避難路、避難地の図面の掲出 ○輸送関係事業 → 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運行計画 ○ガス・水道等 → 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の供給計画及び地震に備えての注意事項 ○危険物関係 → 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時に利用者等がとるべき措置、事前の防災のための準備措置 ○病院 → 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の診療方針 <p>広報の方法としては、テレビ、ラジオ、新聞、チラシ、ポスター等のほか、地域の実情に応じた方法をとることとし、その方法を明示する。また、業界全体として協調した広報を行うような配慮も必要である。</p>

(3) 各施設事業の特性に応じた個別の留意事項

施設事業者	留意点
病院・劇場・百貨店・旅館等、不特定かつ多数のものが出入りする施設関係	<p>これらの施設の対策の重点は、地震予知情報等の伝達、避難誘導等、利用者の安全確保措置である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 大規模施設においては、施設の全エリアに地震予知情報等が正確に伝わるよう伝達方法等を考慮する。 ➤ 避難地や津波危険予想地域等の位置、交通の規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。 ➤ 平常時から、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応を掲示板等で周知しておく。 ➤ 県及び市町と物資の供給協定を行っている施設等にあつては、連絡要員及び出荷体制を確保する。
病院について	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の診療方針を定め、これを周知する。外来患者については、東海地震注意情報発表時は、救急業務を除き、原則として受入れは制限し、警戒宣言発令時は、救急業務を除き、原則として診療を中止する。また、入院患者のうち帰宅を希望する者については、医師の許可を得て一時帰宅等の措置が講じられるよう定める。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ なお、救急患者については、警戒宣言時といえども診療が行えるよう救急体制を整えておくことが望まれる。 ➤ 警戒宣言が、休日、夜間等に発令される事態を想定し、病院の応急防災措置が講じられる必要最低限の職員等を確実に動員できる計画を立てる。 ➤ 伝染病患者、電源を必要とする医療機器で継続治療中の患者、重篤患者、精神障害者などで院外に避難させることが困難な患者については、患者の生命安全第一として必要な措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ また、警戒宣言が発令された後において在院患者等の避難等で緊急の措置を要する事態が生じた場合の連絡について市町とあらかじめ協議しておく。 ➤ 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における医薬品、発火性・引火性物質、放射性物質、伝染性細菌等の安全管理について定める。 ➤ 病院の施設や設備の被害に備えて医薬品（血液、血清を含む）、医療機械器具類等について、必要に応じ、非常持出しができるよう定める。また、患者名簿、診療記録等の重要書類についても整理し、非常時に持出しができるよう定めること。 ➤ 東海地震注意情報が発表されたとき及び警戒宣言が発令されたときから発災後の災害復旧に必要な期間までにおける診療が円滑に行われるよう医薬品、医療用資機材、給食材料等の備蓄及び補給について定める。 ➤ 地震発生に備え、病院の診療機能を維持するために必要な防災設備（自家発電機、水槽及び浄水機、炊飯器、テント、照明機（器）等）、救急医療資機材等を計画的に整備することが望ましい。
旅館について（観光地の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 観光地にあるものについての訓練は、観光地一体として計画することが望ましい。 ➤ 炊飯の確保について地域で共同して定める。 ➤ 観光協会（旅館組合）として統一した情報の伝達や調整が行われるよう組織化しておくことが望ましい。
石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設関係	<p>これらの施設の計画は、地震の発生に伴う危険物等の炎上、流出、爆発、漏洩等により周辺の地域に被害を及ぼすことを防止することを重点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 警戒宣言が夜間、休日等に発令される事態を想定し、最低限必要な保安要員を確実に招集できる計画を立てる。 ➤ 保安措置として講ずべき事項を、時系列的に具体的に明らかにし、措置を実施する組織（点検措置係、巡回係等）及び分担を定めるとともに、実施状況の報告、確認をする責任者を置く。 ➤ 保安措置として実施すべき事項は、施設の実態により異なるが、例示すると次のようなものである。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 仕掛け工事等の中止及び保安措置 ◇ 落下倒壊のおそれのある危険物等の収納措置等 ◇ 充てん、移し替え作業等の中止 ◇ 火気の制限、監視、中止等 ◇ 緊急遮断措置 ◇ 防災資機材の配備等 ➤ 状況に応じて、施設周辺の者に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する体制を整えておく。 ➤ 警戒宣言が夜間、休日等に発令された場合は、次の事項を緊急度に応じて定めておく。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 当直者が実施する事項 ◇ 参集者の協力を得て実施する事項 ➤ 輸送中の危険物に対し、とるべき措置を定め、輸送従事者に周知させる。 ➤ 地震発生に備えた消防等防災体制の内容及び救急資機材の確保、救急要員の確保等の救急体制について定める。
地方鉄道業、その他一般旅客運送に関する事業関係	<ul style="list-style-type: none"> ➤ これらの事業の計画については、地震防災基本計画及び国土交通省の指導による。 ➤ 運行停止等の結果生ずる滞留旅客等に対して講ずべき安全及び保護のための措置等を定める。

施設事業者	留意点
学校及び福祉施設関係	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に、施設において保護を必要とするものについて、保護の方法、保護者への引渡方法等を具体的に定め、毎年度当初に保護者と確認する。 ➤ 施設以外の安全な場所に避難する場合は、そのルート・場所を明示し、保護者にも周知する。 ➤ 社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等にあたって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いので、実態に留意した計画とする。 ➤ 地域住民等の避難場所となる施設については、児童・生徒等が利用する部分と地域住民が利用する部分を市町との協議に応じて明確にする。 ➤ 避難にあたり市町その他の機関の協力を要する施設については、事前に市町等と協議して協力を確保する。 ➤ 保護者と施設との連絡系統を定めておく。 ➤ 生徒等への防災教育については、年令その他対象者の理解力に応じて計画的に反復して実施すること。 ➤ 訓練については、保護者等の参加を求める。
鉱山	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の構内への伝達方法を定める。 ➤ 警戒宣言が出た場合の構内からの退避の方法について定める。 ➤ 危険作業（発破を含む）の中止又は保安措置を定めること。 ➤ 捨石堆積場及び埋立場の監視及び危険時の地域住民への伝達措置を定める。 ➤ 災害が発生した場合の応急措置のための資機材、その他の準備について定める。 ➤ 採鉱跡、その他地域に対し危険を及ぼすおそれのある施設等についての事前点検及び保安対策の実施について定める。
貯木場	<p>これらの施設の計画は、地震・津波の発生に伴う木材の流出、倒壊による被害を防止することを重点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 木材の流出、転落防止のためにとるべき措置を具体的に定める。 ➤ 情報伝達体制は、作業位置による伝達漏れのないように定める。 ➤ 地震発生後の応急措置の準備（木材の海面への流出時における情報の収集連絡体制、流出物の除去作業体制）について定める。
動物園等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 入園者に対する地震予知情報等の伝達方法を具体的に定める。 ➤ 入園者の避難誘導等の方法を具体的に定める。 ➤ 動物の動物舎への緊急収容の方法、動物の捕獲、射殺、動物舎の監視体制等の措置を定める。 ➤ 施設、設備等の点検や安全対策を具体的に定める。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地震発生により特に危険性が高いと予想される橋梁、トンネル及び法面に留意し、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時にとる措置について定める。 ➤ 交通規制を行うときは、県警及び交通規制を実施する区間に関係する他の道路管理者と連絡をとり、全体として調和のある対応をとること。なお、原則として県内流入は規制、流出は規制しない方針とする。 ➤ 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における緊急点検、巡視の実施箇所、このための実施体制を明示する。
放送事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地震予知情報等の正確かつ迅速な報道に努め、報道に際しては、居住者等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意する。 ➤ 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応について、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図ること。 ➤ 県災害対策本部へ派遣する人員、資機材等を具体的に定める。 ➤ 地震発生後の放送確保のため、事前の点検、防災措置、地震に備えての要員の配備、資機材の準備等について定める。 ➤ 警戒宣言発令後の番組編成方針を明らかにすることが望ましい。 ➤ 平常時における地域住民への広報について定めることが望ましい。
ガス事業	<p>経済産業省の定める方針によるが、少なくとも次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 警戒宣言時には供給を停止しないことを明示する。 ➤ 発災に備えた応急復旧のための人員、資機材の確保について定める。 ➤ 需要家に対して、地震が発生した場合の安全性等について広報する方法を平常時から示しておく。 ➤ 地震が発生したとき直ちに供給を停止できる体制の整備及び施設の点検の具体的方法を示す。
水道事業、水道用水供給事業、専用水道	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 管理者、技術管理者等の不在に備えて、補助者を必ず定める。 ➤ 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における貯水の励行について広報する計画を定める。なお、貯水は平時から励行するよう指導する計画とする。 ➤ 地震発生時の応急給水を確保するための人員、車両等の確保計画を定める。
電気事業	<p>個別に所管官庁と協議の上作成するものとするが、少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 必要な電力を供給する体制を確保することを明示する。 ➤ 発災後に備えて応急復旧に必要な資機材、要員の確保、他の電力会社からの電力の緊急融通等の計画を明示する。
大規模工場等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における従業員の行動（帰宅、避難、保安要員等の別）及び操業の対応を明らかにする。 ➤ 施設外に避難するときは、避難場所は可能な限り市町指定以外の場所とすること。やむを得ず市町指定の避難地を利用する場合は、避難地における従業員の掌握、食料等必要物資を措置するよう定め、準備しておく。 ➤ 施設が避難場所として利用できる場合は、地域住民に提供するよう努める。

4 地震防災対策計画作成指針

(1) 総括的事項

		地震防災対策計画
総括的事項	計画事項	記載すべき事項は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条第4項の規定に基づく地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項並びに防災訓練、防災上必要な教育及び広報に関する事項である。このほか施設等の実状に応じ必要と考えられる事項に係る計画を追加するものとする。
	計画とみなされるもの	消防計画、予防規程等において、地震防災対策計画で定めるべき事項について定めた部分（以下「東南海・南海地震防災規程」という。）は、地震防災対策計画とみなされる。
	計画作成義務者	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条各号列記の24の施設又は事業を管理又は運営する者（消防法第8条の2の規定により共同防火管理規程を作成すべきものを含む）（以下「施設管理者等」とする）は、地震防災対策計画を作成しなければならない。
	作成期限	東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されることにより計画作成義務が生じる者は、当該指定の日から6か月以内に、また、事業を開始する等により計画作成義務が生じる者は、事業の開始に先だてて計画を作成しなければならない。なお、施設の拡大、事業内容の変更等により計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該計画を変更しなければならない。
	届出先	作成した計画は、「地震防災対策計画の届出先」（別表）に定めるところにより、所管する官庁に届出を行わなければならない。なお、複数の届出先に関係する計画は、それぞれ関係する官庁に届出等をする必要がある。
	届出書類等	<p>(ア) 施行令第3条第6号、第9号、第10号、第12号から14号（消防計画の対象となるものを除く）、第15号から第19号及び第21号の施設に係る計画を知事に届け出る場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則別記様式第1の届出書（1部） ◇ 計画書（1部） ◇ 添付書類（1部） <p>(イ) (ア)に掲げる計画以外を東南海・南海地震防災規程として所管する官庁に届け出る場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ それぞれの法令で定める届出書 ◇ 計画書 ◇ 計画書の写 ◇ 添付書類 <p>（提出部数は、それぞれの法令で定める部数（別表参照））</p> <p>(ウ) (ア) 及び (イ) に係る「添付書類」は次のものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 施行令第3条第1号から第8号、第13号から第18号、第21号又は第24号の事業に係る計画等については「位置図」 ◇ 施行令第3条第9号から第12号、第19号から第23号の事業に係る計画等については「主要な施設の位置図」（海運及びバス事業については航路図又は運行系統図を含む。）、「写しを送付した市町名一覧表」
	写しの市町長への送付	<p>計画の届出をしたときは、その写しを市町長に提出しなければならない。なお、写しの送付は施設又は事業が関係するすべての市町長に対して行う。ただし、消防長に提出する東南海・南海地震防災規程の写しは、消防長に提出する際、合わせて提出すれば消防長から市町長に回付する。</p> <p>送付を要する書類及び部数は次のとおりである。</p> <p>(ア) 送付書（1部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 届出書類等の（ア）に該当する計画に係るものは、別記様式第2 ◇ 届出書類等の（イ）に該当する計画に係るものは、別記様式第3による <p>(イ) 計画書の写し（（別表）記載の部数）</p> <p>(ウ) 添付書類（計画書の写しの送付部数と同数）</p>
	東南海・南海地震防災規程による計画の形式	<p>東南海・南海地震防災規程の形式は次のいずれの方法によってもさしつかえない。</p> <p>(ア) 必要な事項を、消防計画、予防規程等に追加することにより行う。</p> <p>(イ) 東南海・南海地震防災対策に係る計画を別冊として作成する。</p>
基本的な留意事項	<p>(ア) 計画の作成に当たっては、地震防災対策及び地震時の災害応急対策相互の連続性、整合性を保つよう十分注意する必要があります。</p> <p>(イ) 計画内容については、施設又は事業の特性、立地条件、規模等を勘案して作成する必要がある。</p> <p>(ウ) 届出先である関係機関は、地域の実情が適切に反映された計画となるよう、関係自治体と協力し対策計画等の作成指導にあたる必要がある。</p> <p>(エ) 計画は、抽象的でなく、誰が、いつ、何を、どのようにする等、具体的に定めておくこと。また、日ごろから従業員等関係者への周知を図ること。</p>	
計画の一貫性の確保	計画は、企業等が管理する施設や事業ごとに定めることとされている。しかし、実効性のある地震防災対策を実施するためには、各施設、事業間の計画の関連性を充分留意して計画を作成する必要がある。例えば、同一敷地内に危険物施設、水道施設、高圧ガス施設が存在するような場合は、これらの施設に係る計画を一つにまとめる等によって、整合性のある計画とすることが望ましい。（この例の場合、届出先は3か所となることに留意）	

地震防災対策計画の届出先（別表）

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条の号数	施設又は事業の種類及び根拠法令並びに作成すべき計画又は規程	届出先	届出部数	市町長の写及び添付書類の送付部数
一	<p>不特定多数（30～50人以上）が出入する防火対象物</p> <p>(一) イ. 劇場、映画館等 ロ. 公会堂、集会場</p> <p>(二) イ. キャバレー、ナイトクラブ等 ロ. 遊技場、ダンスホール</p> <p>(三) イ. 待合、料理店等 ロ. 飲食店</p> <p>(四) 百貨店、マーケット、店舗、展示場</p> <p>(五) イ. 旅館、ホテル等</p> <p>(六) イ. 病院、診療所等</p> <p>(八) 図書館、博物館等（50人以上）</p> <p>(九) イ. 蒸気浴場・熱気浴場等 ロ. イ以外の公衆浴場（50人以上）</p> <p>(十) 停車場、発着場（50人以上）</p> <p>(十一) 神社、寺院、教会（50人以上）</p> <p>(十三) イ. 自動車庫、駐車場（50人以上）</p> <p>(十五) 事業場（工場、作業所等を除く）（50人以上）</p> <p>(十六の二) 地下街</p> <p>(十六の三) 準地下街（建築物の地階で不特定多数が出入りするもの）（50人以上）</p> <p>(十七) 文化財（50人以上） （消防法施行令第1条の2第3項）</p> <p>消防法第8条第1項に規定する消防計画</p>	消防長	2部	1部
二	<p>不特定多数の者（30人以上）が出入する複合用途防火対象物 （消防法施行令第1条の2第3項）</p> <p>消防法施行令別表第一の1項から4項、5項イ、6項イ、6項ロ、9項イの施設で収容人員30人以上のもの及び8項、9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設で収容人員50人以上のものは、消防法第8条第1項に規定する消防計画</p> <p>消防法施行令別表第一の8項、9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設で収容人員が30人以上50人未満のものは、地震防災応急計画</p>	<p>消防法施行令別表第一の1項から4項、5項イ、6項イ、9項イの施設で収容人員30人以上のもの及び8項、9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設で収容人員50人以上のもの消防長</p> <p>消防法施行令別表第一の8項、9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設で収容人員が30人以上50人未満のもの県知事</p>	2部	1部
三	<p>予防規程を定めなければならない危険物の製造所（危険物の規制に関する政令第37条）</p> <p>消防法第14条の2第1項に規定する予防規程</p>	消防長	2部	1部
四	<p>火薬類の製造所（火薬類取締法第3条）</p> <p>火薬類取締法第28条第1項に規定する危害予防規程</p>	県知事（消防室）	2部	1部
五	<p>高圧ガスを製造する事業所（高圧ガス保安法第5条第1項）</p> <p>高圧ガス保安法第26条第1項に規定する危害予防規程</p>	県知事（消防室）	2部	1部
六	<p>当該施設において通常貯蔵し、又は1日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物又は劇物の総トン数が、毒物にあっては20トン以上、劇物にあっては200トン以上の施設の製造、貯蔵、取扱所（毒物及び劇物取締法第2条）</p> <p>地震防災対策計画</p>	県知事（薬事室）	1部	1部
八	<p>石油コンビナート区域の特定事業所（石油コンビナート等災害防止法第2条第6号）</p> <p>石油コンビナート等災害防止法第18条第1項に規定する防災規程</p>	静岡市長	2部	1部
九	<p>第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業（鉄道事業法第2条第1項）</p> <p>地震防災応急計画</p> <p>索道事業（鉄道事業法第2条第5項）</p> <p>地震防災応急計画</p>	県知事（防災情報室）	1部	1部
十	<p>軌道を敷設して運輸事業を営業者（軌道法第3条）</p> <p>地震防災応急計画</p>			
十一	<p>一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業（海上運送法第2条第5項、海上運送法第21条第1項）</p> <p>海上運送法施行規則第7条の2第1項及び第21条の19第1項の運輸管理規程、海上運送法施行規則第23条の4において準用する同施行規則第7条の2第1項の運輸管理規程</p>	中部運輸局長	2部	1部

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条の号数	施設又は事業の種類及び根拠法令並びに作成すべき計画又は規程	届出先	届出部数	市町長の写及び添付書類の送付部数
十二	一般乗合旅客自動車運送事業 (道路運送法第3条第1号イ) 地震防災応急計画	県知事 (防災情報室)	1部	1部
十三	学校(小中高大学校、高専、盲・聾・養護学校、幼稚園等1条)、専修学校(82条の2)、各種学校(83条) (学校教育法第1条、第82条の2、第83条) 消防法第8条第1項に規定する消防計画(50人以上) 地震防災対策計画(50人未満)	50人以上消防長 50人未満県知事 (私学振興室、教育委員会) ただし、幼、特殊については30人以上消防長、30人未満県知事	消防長に消防計画を届け出る場合2部 県知事に地震防災対策計画を届け出る場合1部	1部
十四	<福祉施設> 児童福祉施設(母子生活支援施設、児童更生施設を除く)、 身体障害者福祉センター、救護施設、更生施設、 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、 障害福祉サービス事業の用に供する施設(生活介護、 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業に限る)、 障害者支援施設、地域活動支援センター、 福祉ホーム、身体障害者更生援護施設、 精神障害者社会復帰施設、知的障害者援護施設 (児童福祉法第7条第1項、身体障害者福祉法第5条第1項、 生活保護法第38条第1項、老人福祉法第5条の3、 老人福祉法第29条第1項、介護保険法第8条第25項、 障害者自立支援法第5条第1項、12項、21項、22項、 障害者自立支援法附則第41条第1項、障害者自立支援法附則第48条、 障害者自立支援法附則第58条第1項) 消防法第8条第1項に規定する消防計画	30人以上消防長 30人未満県知事(地域福祉室)	消防長に消防計画を届け出る場合2部 県知事に地震防災対策計画を届け出る場合1部	1部
	<福祉施設> 母子生活支援施設、児童更生施設、補装具製作施設、 盲導犬訓練施設、視覚障害者情報提供施設、医療保護施設、 授産施設、宿泊提供施設、婦人保護施設 (児童福祉法第7条第1項、身体障害者福祉法第5条第1項、 生活保護法第38条第1項、社会福祉法第2条第2項第7号、 売春防止法第36条) 地震防災対策計画	県知事(地域福祉室)		
十五	鉱山(鉱山保安法第2条第2項) 地震防災対策計画	県知事(地域産業室)	1部	1部
十六	港湾の貯木場 (港湾法第2条第5項第8号) 地震防災対策計画	県知事(港湾整備室)	1部	1部
十七	動物園等 地震防災対策計画	県知事(生活衛生室)	1部	1部
十八	道路公社管理道路 (道路法第2条第1項) 一般自動車道 (道路運送法第2条第8項) 地震防災対策計画	県知事(道路企画室)	1部	1部
十九	放送局(電波法第4条第1項) 委託放送事業(放送法第52条の13第1項) 地震防災対策計画	県知事(防災情報室)	1部	1部
二十	ガス事業(一般ガス事業、簡易ガス事業、大口ガス事業) ガス事業法第2条第8項 一般ガス事業 (ガス事業法第30条第1項に規定する保安規程) 簡易ガス事業 (ガス事業法第37条の7第3項において準用する同法第30条第1項に規定する保安規程) 大口ガス事業 (ガス事業法第37条の10において準用する同法第30条第1項に規定する保安規程)	産業保安監督部長	2部	1部
二十一	水道事業(水道法第3条第2項) 水道用水供給事業(水道法第3条第4項) 専用水道(水道法第3条第6項) 地震防災対策計画	県知事(水利用室)	1部	1部
二十二	電気事業 (電気事業法第2条第1項第9号) 電気事業法第42条第1項に規定する保安規程	産業保安監督部長	2部	1部
二十三	石油パイプライン事業 (石油パイプライン事業法第2条第3項) 石油パイプライン事業法第27条第1項に規定する保安規程	産業保安監督部長	2部	1部
二十四	前各号以外の工場等で、従業員が1,000人以上の工場等 消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長	2部	1部

(注)「届出部数」欄の部数は、地震防災対策計画又は地震防災対策計画とみなされる消防計画や予防規程等の届出部数です。

(2)「地震防災対策計画」において考慮すべき事項

本章1「地震防災応急計画及び地震防災対策計画とは」(3)「地震防災応急計画と地震防災対策計画との関係」に記載したとおり、地震防災応急計画と統合して作成することが望まれます。

① 東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条第4項により定められている事項です。

考慮すべき内容は、3(2)②「東海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項」を参照してください。

② 地震防災訓練に関する事項

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第5条該当事項であり、必ず記載する必要があります。

考慮すべき内容は、津波避難訓練等を含む地震が発生したときの災害応急対策の実施を想定した訓練であり、3(2)③「地震防災訓練に関する事項」を参照してください。

③ 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第5条該当事項であり、必ず記載する必要があります。

考慮すべき内容は、東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識等を含むもので、3(2)④「地震防災上必要な教育及び広報に関する事項」を参照してください。

～コラム1～



津波による被害

平成5年7月12日に発生した北海道南西沖地震はマグニチュード7.8という、日本海側における観測史上最大の地震でした。その直後に大津波に襲われ、奥尻島などでは壊滅的ともいえる被害が発生しました。津波の到達した高さは最高が奥尻島藻内地区では29mにも達しました。

(3) 各施設事業の特性に応じた個別の留意事項

施設事業者	留意点
病院・劇場・百貨店・旅館等、不特定かつ多数のものが出入りする施設関係	<p>津波警報等を受けた場合に、それぞれその施設に出入りしている患者、観客、宿泊者その他不特定かつ多数の者に対し、当該津波警報等を伝達する方法を明示するものとする。この場合、次の点に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる ➢ 顧客等が適切な避難行動をとり得るよう避難地や避難経路、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。 ➢ 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう顧客等に対し、伝達する方法を明示する。 ➢ 顧客等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者を明示するものとする。 ➢ 中・高層の建築物に存する事業所については、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い階（原則として3階以上）を避難場所とすることができるものとする。
石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設関係	<p>津波が来襲したときに生ずる可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施、充てん作業、移し替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について具体的に明示する。</p> <p>この場合において、定めるべき内容は、従業員等の避難に要する時間に配慮し、技術的に妥当と考えられるものとする。</p>
地方鉄道業、その他一般旅客運送に関する事業関係	<ul style="list-style-type: none"> ➢ これらの事業の計画については、東南海・南海地震防災対策推進基本計画及び国土交通省の指導による。 ➢ 運行停止等の結果生ずる滞留旅客等に対して講ずべき安全及び保護のための措置等を定める。 ➢ 船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者に対する津波警報等の伝達や避難誘導計画等を明示する。 ➢ 一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業については、港湾施設に被害が生じた場合及び津波による危険が予想される場合においては、発航の中止、目的港の変更等の運行中止、旅客の下船、船舶の安全な海域への退避等の措置を講ずるものとし、その具体的な実施要領を定め、これを明示する。 ➢ 一般乗合旅客自動車運送事業については、走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を明示する。
学校及び福祉施設関係	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設以外の安全な場所に避難する場合は、そのルート・場所・避難誘導責任者を明示し、保護者にも周知する。 ➢ 避難にあたり市町その他の機関の協力を要する施設については、事前に市町等と協議して協力を確保する。 ➢ 保護者と施設との連絡系統を定めておく。 ➢ 生徒等への防災教育については、年令その他対象者の理解力に応じて計画的に反復して実施する。 ➢ 災害時要援護者の避難誘導については、別途計画する。 ➢ 社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等にあたって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いので、実態に留意した計画とする。
鉱山	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 構内作業員に対する津波警報等の伝達の方法、伝達後の避難等の行動について、具体的な実施内容を明示するものとする。 ➢ 危険作業（発破を含む）の中止又は応急的保安措置を定める。 ➢ 採鉱跡その他地域に対し危険を及ぼすおそれのある施設等についての緊急点検及び応急的保安措置の実施について定める。 ➢ 緊急点検及び応急的保安措置の実施においては、津波が到達するまでの時間を考慮して作業員の避難等安全措置に配慮する。
貯木場	<p>これらの施設の計画は、地震・津波の発生に伴う木材の流出、倒壊による被害を防止することを重点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 木材の流出防止のためにとるべき措置を具体的に定める。 ➢ 情報伝達体制は、作業位置による伝達漏れのないように定める。 ➢ 木材の流出防止措置においては、津波が到達するまでの時間を考慮して作業員の避難等安全措置に配慮する。
動物園等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 入園者の避難誘導等の方法を具体的に定める。 ➢ 動物の動物舎への緊急収容の方法、動物の捕獲、射殺、動物舎の監視体制等の措置を定める。 ➢ 施設、設備等の点検や安全対策を具体的に定める。 ➢ 点検安全対策の実施においては、津波が到達するまでの時間を考慮して作業員の避難等安全措置に配慮する。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地震発生により特に危険性が高いと予想される橋梁、トンネル及び法面に留意し、津波警報等発表時にとる措置について定める。 ➢ 交通規制を行うときは、県警及び交通規制を実施する区間に関係する他の道路管理者と連絡をとり、全体として調和のある対応をとること。

～コラム2～



LPガス貯蔵設備の被害（阪神・淡路大震災）
（兵庫県南部地震に伴うLPガス貯蔵設備ガス漏洩調査報告書より）

LPガス貯蔵設備が被災し、配管のバルブのフランジ部からガスが漏洩しました。その後、余震等により漏洩量が増加したことから付近住民に対して避難勧告が発令されました。



一般事業所の被害（阪神・淡路大震災）

施設事業者	留意点
放送事業	<p>放送は、居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。このため、津波に対する避難が必要な地域の居住者、観光客等に対し、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 津波警報等の情報の正確かつ迅速な報道に努め、報道に際しては、居住者、観光客等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意する。 ▶ 津波警報等の情報等の発表及び発災に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図る。 ▶ 津波警報等発表後の番組編成方針を明らかにすることが望ましい。 ▶ 平常時における地域住民への広報について定めることが望ましい。
ガス事業	<p>経済産業省の定める方針によるが、少なくとも次の事項を含むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 需要家に対して、津波警報等が発表された場合の安全性（ガス栓の閉止等火災等の二次災害防止）等について広報する方法を示しておく。 ▶ 津波のおそれがあるとき直ちに供給を制限・停止できる体制の整備及び施設の緊急点検の具体的方法を示す。
水道事業、水道用水供給事業、専用水道	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置の内容を明示すること。
電気事業	<p>個別に所管官庁と協議の上作成するものとするが、少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要な電力を供給する体制を確保することを明示する。 ▶ 火災等の二次災害防止のために利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報の実施について明示するものとする。
大規模工場等	<p>工場等で従業員が千人以上のものについては、当該工場等に勤務し、又は出入りする者に対する津波警報等の伝達方法及び従業員等の避難のための措置について、その具体的内容を明示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 施設外に避難するときは、避難場所は可能な限り市町指定以外の場所とする。やむを得ず市町指定の避難地を利用する場合は、避難地における従業員の掌握、食料等必要物資を措置するよう定め、準備しておく。 ▶ 施設が避難場所として利用できる場合は、地域住民に提供するよう努める。

(地震防災隊の班長)

第7条 地震防災隊の各班に班長を置く。

- 2 班長は、隊長が任命する。
- 3 班長は、担当隊員を指揮命令する。

第3章 注意情報発表時から警戒宣言発令時までの措置**(注意情報発表時の伝達)**

第8条 注意情報の発表を知った者は、速やかに〇〇〇〇長又は他の責任ある〇〇員に報告しなければならない。

- 2 隊長は、隊員に正確な情報の入手に努めさせ、注意情報の発表を確認した場合は、直ちに地震防災隊を立ち上げ、別紙1の地震防災対策チェック表により各班の任務分担に応じた応急対策の準備的な対応を講じさせる。
- 3 情報伝達班は、隊長の指示を受け、店内放送等により注意情報の内容を利用客、従業員等に周知する。
- 4 情報伝達班が用いる放送文は、混乱防止に十分配慮し、別紙2に定める要領で行うものとする。

(隊員の緊急動員)

第9条 隊員は、勤務時間外において注意情報の発表を知ったとき、又は連絡を受けたときは、やむを得ない場合を除き、直ちに出勤し、別表第3に定められた火災予防の措置を講ずるものとする。この場合において、隊員以外の従業員等は、原則として自宅待機（その場で身の安全を図る。）とする。

第4章 警戒宣言発令時の措置**(警戒宣言発令時の伝達)**

第10条 従業員等は、テレビ、ラジオ、サイレン等によって、警戒宣言の発令を知ったときは、警戒宣言の内容を記録し、隊長及び情報伝達班に報告する。

- 2 隊長は、報告その他により警戒宣言の発令を確認したときは、警戒宣言の内容を副隊長及び各班長に伝達する。
- 3 情報伝達班は、隊長の指示を受け、放送等により警戒宣言の内容を利用客、従業員等に周知させる。
- 4 情報伝達班が用いる放送文は、別紙2に定める要領で行うものとし、地区周辺の治安状況、交通状況、電気・ガス・水道の供給状況、電話の通話状況など、利用客等の不安解消に必要な情報の伝達を行うものとする。

(地震防災隊の応急活動)

第11条 警戒宣言が発令されたときは、地震防災隊の各班は任務分担に応じ、別紙1の地震防災対策チェック表による点検確認等の応急活動を実施する。

(火気使用の中止)

第12条 隊長は、警戒宣言が発令されたときは、火気使用を中止させなければならない。

(営業等の停止)

第13条 警戒宣言が発令されたときは、店の営業を中止する。

注1 営業の継続については、食料品、生活必需品等の販売店であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

(エレベーター及び車両規制)

第14条 警戒宣言が発令されたときは、エレベーターの運行を停止する。ただし、緊急やむを得ない場合は、警戒宣言発令後、短時間に限り使用することができる。

- 2 エレベーターの運行停止（電源を遮断する。）に当たっては、機内に取り残された者がいないか十分確認のうえ措置するものとする。
- 3 避難、消火活動等を円滑に実施するため、警戒宣言が発令されたときは、駐車中の車両の整理のほか、外部から駐車場に進入する車両についても取り締まるものとする。

(避難場所)

第15条 隊長は、最寄りの避難場所の位置及び当店からの避難経路を示す図面を店内に掲示する。

(利用客等の避難誘導等)

第16条 隊長は、警戒宣言が発令されたとき、避難誘導班に利用客等の避難誘導の準備をさせる。

2 隊長は、避難誘導の準備が完了した旨の報告を受けたのち、避難誘導班に利用客等を店外に誘導するよう指示する。

(従業員の避難)

第17条 隊長は、点検防護措置が完了した旨の報告を受けたのち、隊員を除く他の従業員を帰宅させる。

(電気、ガス及び水の確保)

第18条 警戒宣言が発令により、予測される電気、ガス及び水道の使用制限又は供給停止に対する備えは、次のとおりとする。

(1) 電気について

自家発電装置及び携帯用発電機の使用準備を行う。

(2) ガスについて

警戒宣言が発令された段階で、代替燃料を確保する。

(3) 水について

警戒宣言が発令されたときは、受水槽等の水量確認のほか、水の確保に努める。

(発災後の救護活動の準備)

第19条 地震防災隊は、発災後の救護活動を円滑に実施するための準備を整えるものとする。

第5章 地震発生時の措置**(情報の収集、伝達等)**

第20条 情報伝達班は、地震が発生したときは、地震に関する情報及び被害状況等の情報の内容を記録し、隊長に報告し、速やかに隊員に店内放送を通じて伝達する。ただし、災害により不通の場合は、携帯用拡声器で伝達する。

2 地震発生時の情報伝達は、建物内の被害状況を伝えるとともに、周辺地域の被害状況についても、伝達するものとする。

第6章 地震発生後の措置**(被害状況の把握)**

第21条 隊長は、別紙3の地震発生後のチェック表により点検を行い、支障をきたすものにあつては直ちに応急措置をとる。

2 隊長は、安否不明の者がある場合は直ちに消防機関等に通報するとともに各班協力して救護活動に当たることを指示する。

3 地震により火災が発生したときは、消火班を中心に消火活動に当たるものとする。

4 地震により負傷者等が生じたときは、救護班を中心に救護活動に当たるものとする。

第7章 訓練、教育及び広報**(地震防災訓練)**

第22条 地震被害を最小限にとどめるため、技術を習得し、各人が定められた分担を確実に果たすため、次の訓練を行う。

(1) 個別訓練 情報の収集及び伝達、初期消火、救出救護など班別の訓練を年1回以上実施する。

(2) 総合訓練 個別訓練をまとめたものを年1回以上実施する。

(地震防災に対する教育及び広報)

第23条 従業員、利用客に対する地震防災に関する教育及び広報の内容は、次によるものとする。

(1) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の性格、これに基づきとられる措置内容

(2) 予想される地震及び津波に関する知識

(3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言が出された場合並びに地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

(4) 従業員等が果たすべき役割

(5) 正確な情報入手の方法

(6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(7) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題

(2) 小規模店舗における地震防災応急計画（事例2）

第1条及び第2条は、事例1と同様に作成

（防災対策推進責任者）

第3条 ○○○○を、この地震防災応急計画に基づく防災対策推進責任者（以下「防災責任者」という。）とする。

（日常の対応策）

第4条 防災責任者は、地震防災対策として次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 地震に備え備蓄品等の確保等に努める。
- (2) 別紙1の地震防災対策チェック表に従い○○月と○○月に各施設、設備等について点検整備を行う。
- (3) 最寄りの避難場所の位置及び避難経路を示す図面を○○○内に掲示しておく。

（注意情報発表時から警戒宣言発令時までの措置）

第5条 注意情報の発表を知った者は、直ちに防災責任者又は他の責任ある○○○（以下「防災責任者等」という。）に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた防災責任者等は、テレビ、ラジオ等を通じて情報の確認をし、別紙1の地震防災対策チェック表による点検と措置を行うものとする。
- 3 防災責任者等は、注意情報の発表を確認したときは、その内容を店内の利用客等に対し店内放送その他の手段によりその内容を知らせるものとする。

（警戒宣言発令時の措置）

第6条 警戒宣言の発令を知った者は、直ちに防災責任者等に報告する。

- 2 前項の報告を受けた防災責任者等は、テレビ、ラジオ等を通じて情報の確認をし、別紙1の地震防災対策チェック表による点検と措置を行うものとする。
- 3 防災責任者等は、警戒宣言の発令を確認したときは、その内容を店内の利用客等に対し店内放送その他の手段によりその内容を知らせるものとする。

注1 勤務時間外において警戒宣言の発令を知ったときは、原則として自宅待機とする。

（営業の停止）

第7条 警戒宣言が発令されたときは、原則営業を中止する。

注2 営業の継続については、食料品、生活必需品等の販売店であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

（避難）

第8条 防災責任者等は、警戒宣言が発令されたときは、店内にいる利用客等に避難場所の位置及び避難経路を知らせ、○○○に指示し、混乱のないよう利用客等を避難誘導するものとする。

- 2 ○○○は、前項に定める対策をとったときは、防災責任者等に報告した後、シャッターを閉め、最寄りの避難場所へ避難する。

（地震発生時の措置）

第9条 地震により火災が発生したときは、防災責任者等を中心に消火活動に当たる。

- 2 防災責任者等は、安否不明者等がいる場合は直ちに消防機関等に通報するとともに救護活動を開始する。
- 3 地震により負傷者等が生じたときは、防災責任者等を中心に救護活動に当たる。

（地震発生後の措置）

第10条 防災責任者等は、別紙3の地震発生後のチェック表に基づき点検を行い、支障をきたすものにあつては直ちに応急措置をとるものとする。

（教育、訓練及び広報）

第11条 防災責任者は、従業員等に対して地震防災上必要な教育を行い、大規模な地震に係る防災訓練を年1回以上行うほか、従業員等を市町村及び自主防災組織等が行う防災訓練に参加させるものとする。

- 2 防災責任者が利用客に対して行う広報は次によるものとする。
- (1) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の性格、これに基づきとられる措置内容
 - (2) 予想される地震及び津波に関する知識
 - (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言が出された場合並びに地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
 - (4) 正確な情報入手の方法
 - (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (6) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題

(3) 病院における地震防災応急計画（事例3）

第1条～第3条は、事例1と同様に作成

(施設の安全対策)

第4条 建築物の安全性について、専門家による耐震診断を行い、その結果に基づき補強等の整備を行う。

- 2 医療機械器具、戸棚類等は、地震動による転倒、移動、落下等の二次的被害を予防するため取付け部分の補強等の措置を講ずる。
- 3 防災対策班は、対策委員会の決定に基づく危険物の点検整備、避難設備の点検整備等の措置を別表第1の点検整備分担表により行うものとする。

(緊急物資の備蓄)

第5条 災害時用として備蓄する食料品、医薬品・衛生材料等の量目については、次のとおりとする。

- (1) 食料品 次の量を確保する。
 - ア 患者用 ○○○人分(最大受入可能病床数○○○床の○○倍)の○○日分
 - イ 職員用 ○○○人分の○○日分
- (2) 医薬品及び衛生材料 入院患者○○○人分と外来患者○○○人分の計○○○人分を確保する。
- (3) 日用品 必要最小限度のものとする。

第6条～第9条は、事例1の第5条～第8条と同様に作成

(隊員の緊急動員)

第10条 隊員は、勤務時間外において注意情報の発表を知ったとき、又は連絡を受けたときは、やむを得ない場合を除き、直ちに登院しなければならない。

- 2 休日又は夜間において注意情報が発表された場合で時間的余裕がないときは、登院してきた隊員、当直職員等で、別表第3による緊急活動を行うものとする。

(診療の制限)

第11条 注意情報が発表されたときは、外来患者の受入れは原則として制限する。

(注意情報発表時の入院患者への対応)

第12条 帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を実施する。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施する。

注1 耐震性等の安全性が確保されていない施設では、他の病院等への移送、家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を実施する。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施する。

第13条～第15条は、事例1の第10条～第12条と同様に作成

(診療の中止)

第16条 警戒宣言が発令されたときの外来患者の診察は、救急患者を除き中止する。

- 2 手術中に警戒宣言が発令されたときは、医師の判断により安全措置を講ずるものとする。ただし、手術予定者については、緊急やむを得ない場合を除き中止する。

(警戒宣言発令時の入院患者への対応)

第17条 帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

注2 耐震性等の安全性が確保されていない施設では、他の病院等への移送、家族等への引渡しを行う。

第18条～第22条は、事例1の第14条～第18条と同様に作成

(警戒宣言時の給食)

第23条 警戒宣言が発令されたときは、患者、職員等の給食は非常食献立に切り換える。

第24条～第27条は、事例1の第19条～第22条と同様に作成

(地震防災に対する教育及び広報)

第28条 職員、入院患者等に対する地震防災に関する教育及び広報の内容は、次によるものとする。

- (1) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の性格、これに基づきとられる措置内容
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言が出された場合並びに地震が発生した場合に具体的に
とるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題

2 患者及び家族に対しては、チラシ、ポスター、院内放送などの広報によって、注意情報及び警戒宣言から地震発生までの病院が措置する警戒体制及び有事の体制について、徹底を図るものとする。

(4) 学校における地震防災応急計画 (事例4)

第1条～第7条は、事例1と同様に作成

第3章 注意情報発表時から警戒宣言発令時までの措置**(注意情報発表時の伝達)**

第8条 注意情報の発表を知った者は、速やかに〇〇長又は他の責任ある〇〇員に報告しなければならない。

2 隊長は、隊員に正確な情報の入手に努めさせ、注意情報の発表を確認した場合は、直ちに地震防災隊を立ち上げ、別紙1の地震防災対策チェック表により各班の任務分担に応じた応急対策の準備的な対応を講じさせる。

3 情報伝達班は、隊長の指示を受け校内放送により、注意情報の内容を教職員等に周知する。

(児童(生徒)の帰宅及び保護者への引渡し等)

第9条 児童(生徒)を教室などに集合させ、所在等を速やかに把握する。

2 遠距離通学者が多い等、警戒宣言発令後では児童(生徒)の安全確保が困難となることが想定される場合は、帰宅及び保護者への引渡しを開始する。

3 帰宅、保護者への引渡し等が不可能な児童(生徒)は、学校において保護するとともに、引き続き保護者との連絡に努める。

4 地域の特性や学校の実態を踏まえ、登下校時には、「帰宅する」「登校して教職員の指示に従う」等、在宅時には「登校しない」等の対策を講じる。

注1 避難対象地区に指定されている地域にある学校では、児童(生徒)の避難誘導並びに帰宅及び保護者への引渡しを開始する。

(校外活動中及び部活動中の対応)

- 第10条 郊外活動中及び部活動中に注意情報が発表された場合、引率等をしている教職員は、生徒の所在を速やかに把握する。
- 2 学校から離れた場所で活動している場合、引率等をしている教職員は、学校に状況を報告するとともに、校長等の指示に従う。
- 3 避難対象地区内にいる場合は、児童（生徒）を安全な場所に避難誘導する。

(隊員の緊急動員)

- 第11条 隊員は、勤務時間外において注意情報の発表を知ったとき、又は連絡を受けたときは、やむを得ない場合を除き、直ちに登校し、別表第3に定められた火災予防の措置及び応急対策の準備的な対応を講じなければならない。
- 2 隊員以外の教職員は、原則として自宅待機（その場で身の安全を図る。）とするが、在校児童（生徒）が予想される場合等は、直ちに登校するものとする。

第4章 警戒宣言発令時の措置**(警戒宣言発令時の伝達)**

- 第12条 教職員は、テレビ、ラジオ、サイレン等によって、警戒宣言の発令を知ったときは、警戒宣言の内容を記録し、隊長及び情報伝達班に報告する。
- 2 隊長は、報告その他により警戒宣言の発令を確認したときは、警戒宣言の内容を副隊長及び各班長に伝達する。
- 3 情報伝達班は、隊長の指示を受け、校内放送により、警戒宣言の内容を児童（生徒）、教職員等に周知する。

(地震防災隊の応急活動)

- 第13条 警戒宣言が発令されたときは、地震防災隊の各班は任務分担に応じ、別紙1の地震防災対策チェック表による点検確認等の応急活動を実施する。

第14条は、事例1の第12条と同様に作成**(児童（生徒）の安全対策)**

- 第15条 児童（生徒）が在校中に警戒宣言が発令されたときは、授業又は学校行事は直ちに打ち切るものとする。
- 2 児童（生徒）が登下校中に警戒宣言が発令されたときは、あらかじめ定めた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
- 3 児童（生徒）が在宅中に警戒宣言が発令されたときは、当日（翌日）の授業又は学校行事を中止し、当該警戒宣言に係る地震の発生又は警戒宣言が解除されるまでの間休校とする。

(児童（生徒）の保護等)

- 第16条 警戒宣言が発令されたときは、隊長は、隊員その他の教職員に指示して、児童（生徒）の帰宅、保護者への引渡し又は安全な場所への避難誘導を実施する。
- 2 帰宅、保護者への引渡し等が不可能な児童（生徒）は、学校において保護するとともに、引き続き保護者との連絡に努める。
- 3 地域の特性や学校の実態を踏まえ、登下校時には、「帰宅する」「登校して教職員の指示に従う」等、在宅時には「登校しない」等の対策を講じる。

(教職員の避難)

- 第17条 隊長は、点検防護措置が完了した旨の報告を受けたのち、隊員を除く他の教職員を帰宅させる。

(発災後の救護活動の準備)

- 第18条 地震防災隊は、発災後の救護活動を円滑に実施するための準備を整えるものとする。

(避難所開設への協力)

- 第19条 校長は、市町村が本校に避難所を開設する際は必要な協力を行う。

第20条～第21条は、事例1と同様に作成

第7章 訓練、教育及び広報

(地震防災訓練)

第22条 地震被害を最小限にとどめるため、技術を習得し、各人が定められた分担を確実に果たすため、次の訓練を行う。

- (1) 個別訓練 情報の収集及び伝達、初期消火、救出救護など班別の訓練を年1回以上実施する。
 - (2) 総合訓練 個別訓練をまとめたものを年1回以上実施する。
- 2 教職員は、市町村、自主防災組織等の行う防災訓練の参加に努める。
- 3 児童（生徒）に対する防災訓練は、教育活動の一環として計画的に行うものとし、具体的実施内容は別に定める。

(地震防災に対する教育及び広報)

第23条 教職員、児童（生徒）等に対する地震防災に関する教育及び広報の内容は、次によるものとする。

- (1) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の性格、これに基づきとられる措置内容
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言が出された場合並びに地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 教職員が果たすべき役割
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題

(5) 福祉施設における地震防災応急計画（事例5）

第1条～第3条は、事例1と同様に作成

(施設の安全対策)

第4条 建築物の安全性について、専門家による耐震診断を行い、その結果に基づき補強等の整備を行う。

- 2 耐震診断の結果、補強を要する施設は計画的に整備していくこととし、仮補強工事の施行や危険箇所の利用を一時控える等当面の応急対策を講ずる。
- 3 重度障害者の入所施設等で自力移動が全くできない場合の対策は、特に耐震化、不燃化に配慮し、安全を確保するよう努める。
- 4 机・ロッカー、書棚等は、地震動による転倒、移動、落下等の二次的被害を予防するため、取付け部分の補強等の措置を講ずる。
- 5 防災対策班は、対策委員会の決定に基づく危険物の点検整備、避難設備の点検整備等の措置を別表第1の点検整備分担表により行うものとする。

(緊急物資の備蓄)

第5条 災害時用として備蓄する食料品、医薬品・衛生材料等の量目については、次のとおりとする。

- (1) 食料品 次の量を確保する。
 - ア 入所者用 ○○○人分(最大入所可能○○○人分の○○倍)の最低3日分
 - イ 職員用 ○○○人分の最低3日分

注1 備蓄食料の内容は、調理が不要なもの、利用者の身体的特性に応じた食料品の選定を施設で事前に検討し、備蓄しておく。

- (2) 医薬品及び衛生材料 入所者○○○人分の最低3日分を確保する。

注2 入所施設の利用者の中には、常時投薬が必要な慢性疾患を有している人が多い。特に投薬が途切れると生命に関わるような疾病、投薬をしなければ症状のコントロールができないと見込まれる場合は、施設において常に最低3日分の医薬品を確保しておくように心掛ける。

- (3) 日用品 必要最小限度のものとする。
 (4) 飲料水については、一人一日3リットルを目安に、3日分を各施設で備蓄しておく。

注3 その他の生活用水については、受水槽の水の有効利用や井戸水・河川等の自然水利の利用等、施設の立地条件に応じて断水時に使える水源を検討しておく。

第6条～第8条は、事例1の第5条～第7条と同様に作成

第3章 注意情報発表時から警戒宣言発令時までの措置

(注意情報発表時の伝達)

- 第9条 注意情報の発表を知った者は、速やかに〇〇長又は他の責任ある〇〇員に報告しなければならない。
- 2 隊長は、隊員に正確な情報の入手に努めさせ、注意情報の発表を確認した場合は、直ちに地震防災隊を立ち上げ、別紙1の地震防災対策チェック表により各班の任務分担に応じた応急対策の準備的な対応を講じさせる。
 - 3 情報伝達班は、隊長の指示を受け施設内放送により、注意情報の内容を入所者、職員等に周知する。
 - 4 情報伝達班が用いる放送文は、混乱防止に十分配慮し、別紙2に定める要領で行うものとする。

(注意情報発表時の入所者等への対応)

第10条 設備の転倒・落下防止措置等必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については保護者等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を実施する。

注4 耐震性等の安全性が確保されていない施設では保護者等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を実施する。なお、引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置を実施する。

(隊員の緊急動員)

- 第11条 隊員は、勤務時間外において注意情報の発表を知ったとき又は連絡を受けたときは、やむを得ない場合を除き、直ちに出勤しなければならない。
- 2 休日又は夜間において注意情報の発表がされた場合で時間的余裕がないときは、出勤してきた隊員及び当直職員等で、別表第3による緊急活動を行うものとする。

第12条～第14条は、事例1の第10条～第12条と同様に作成

(警戒宣言発令時の入所者等への対応)

第15条 警戒宣言が発令されたときは、入所者については入所を継続し、通所者については保護者等への引渡しを実施する。

注5 耐震性等の安全性が確保されていない施設では保護者等への引渡しを行う。なお、引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送を実施する。

第16条～第24条は、事例1の第14条～第22条と同様に作成

(地震防災に対する教育及び広報)

- 第25条 職員、入所者等に対する地震防災に関する教育及び広報の内容は、次によるものとする。
- (1) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の性格、これに基づきとられる措置内容
 - (2) 予想される地震及び津波に関する知識
 - (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言が出された場合並びに地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
 - (4) 職員等が果たすべき役割

- (5) 正確な情報入手の方法
 - (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (7) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題
- 2 入所者及び家族に対しては、チラシ、ポスター、施設内放送などの広報によって、注意情報及び警戒宣言から地震発生までの施設が措置する警戒体制及び有事の体制について、徹底を図るものとする。

(6) ホテルにおける地震防災応急計画（事例6）

第1条～第18条は、事例1と同様に作成

注1 ホテルにおいては、注意情報が発表された段階では、公共交通機関が動いているので、不要不急の旅行や出張を中止するよう呼び掛けるなどの対応が必要である。

（警戒宣言時の食事）

第19条 警戒宣言が発令されたときは、宿泊客、従業員等の食事は非常食献立に切り換える。

第20条～第24条は、事例1の第19条～第23条と同様に作成

(7) 危険物取扱所における地震防災規程（事例7）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律73号）の規定に基づき、東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）の発表時及び警戒宣言発令時における地震防災について必要な事項を定め、大規模地震による災害の防止と、被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、〇〇〇〇〇に勤務し又は出入りするすべての者に適用する。

第2章 平常時における対策

（地震防災対策委員会の設置等）

第3条 〇〇〇〇における地震防災対策の総合的な推進を図るため、〇〇〇〇〇〇〇を委員長とする地震防災対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設ける。

2 対策委員会の委員は、委員長のほか、〇〇〇〇、〇〇〇〇等をもって構成する。

3 対策委員会の任務は、次の定めるところによる。

- (1) 地震防災規程の改廃に関すること。
- (2) 防災関係諸規程等の整備に関すること。
- (3) 建物及び設備の耐震化並びに防災設備の改善及び強化に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 防災教育及び防災の広報に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、防災上必要な事項。

4 対策委員会は、〇〇〇〇〇に1回開催する。ただし、緊急開催の必要があるときはその都度委員長が招集する。

5 対策委員会に委員長の指名する者を担当責任者とする防災対策班を組織する。

6 防災対策班の組織は、次の通りとする。

委員長（防災責任者）	班 名	担当責任者
○ ○ ○ ○ ○	総 括 班	○ ○ ○ ○ ○
	情 報 伝 達 班	○ ○ ○ ○ ○
	設 備 点 検 班	○ ○ ○ ○ ○
	出 火 防 止 班	○ ○ ○ ○ ○
	消 火 班	○ ○ ○ ○ ○
	救 護 班	○ ○ ○ ○ ○
	避 難 誘 導 班	○ ○ ○ ○ ○
	非 常 持 出 班	○ ○ ○ ○ ○

（施設の安全対策）

第4条 危険物施設の安全性について、専門家による耐震診断を行い、その結果に基づき補強等の整備を行う。

- 2 貯蔵タンク等の危険物取扱施設は、地震動による転倒、移動等の二次的被害を予防するため、取付け部分の補強等の措置を講ずる。
- 3 防災対策班は対策委員会の決定に基づく建築物、危険物施設等の点検整備等の措置を、別表第1の点検整備分担表により行うものとする。

（地震防災隊の編成）

第5条 注意情報の発表から地震発生時に備え、別表第2の地震防災隊の編成と任務分担を作成する。

（地震防災隊の隊長等）

第6条 地震防災隊の隊長は○○○○をもって充て、副隊長は○○○○をもって充てる。

- 2 隊長は、地震防災隊の活動に関する業務を総括する。
- 3 副隊長は、隊長を助け、隊長に事故があるとき、又は不在のときはその職務を代理する。

（地震防災隊の班長）

第7条 地震防災隊の各班に班長を置く。

- 2 班長は、隊長が任命する。
- 3 班長は、担当隊員を指揮命令する。

第3章 注意情報発表時から警戒宣言発令時までの措置

（注意情報発表時の伝達）

第8条 注意情報の発表を知った者は、速やかに○○○○長又は他の責任のある○○○○員に報告しなければならない。

- 2 隊長は、隊員に正確な情報の入手に努めさせ、注意情報の発表を確認した場合は、直ちに地震防災隊を立ち上げ、別紙1の地震防災対策チェック表により各班の任務分担に応じた応急対策の準備的な対応を講じさせる。
- 3 情報伝達班は、隊長の指示を受け館内放送により、注意情報の内容を事業所内の外来者、全従業員等に周知する。

（隊員の緊急動員）

第9条 隊員は、勤務時間外において注意情報の発表を知ったとき、又は連絡を受けたときは、やむを得ない場合を除き、直ちに出勤しなければならない。この場合において、隊員以外の従業員は、原則として自宅待機（その場で身の安全を図る。）とする。

- 2 休日又は夜間において注意情報が発表された場合で時間的余裕がないときは、在勤する隊員で応急的な対策を講ずる。

第4章 警戒宣言発令時の措置

（警戒宣言発令時の伝達）

第10条 従業員は、テレビ、ラジオ、サイレン等によって、警戒宣言の発令を知ったときは、警戒宣言の内容を記録し、隊長及び情報伝達班に報告する。

- 2 隊長は、報告その他により警戒宣言の発令を確認したときは、警戒宣言の内容を副隊長及び各班長に伝達する。
- 3 情報伝達班は、隊長の指揮を受け、館内放送により警戒宣言の内容を事業所内の外来者、従業員等に周知する。
- 4 情報伝達班は、地区周辺の治安状況、交通状況、電気・ガス・水道の供給状況、電話の通話状況、事業所内の準備体制など、事業所内の外来者等の不安解消に必要な情報の伝達を行うものとする。

(地震防災隊の応急活動)

- 第11条 警戒宣言が発令されたときは、地震防災隊各班は任務分担に応じ、別紙1の地震防災対策チェック表による点検確認等の応急活動を実施する。
- 2 応急活動が完了した時は、企業管理者に報告する。
 - 3 応急活動が実施困難な場合は、すみやかに企業管理者に報告し、指示を受ける。
 - 4 休日又は夜間において警戒宣言が発令された場合、事業所内の現存人員では応急活動が迅速かつ完全に実施できない場合は予め応急活動の優先順位を定めておく。

(火気使用の中止)

- 第12条 隊長は、警戒宣言が発令されたときは、火気使用を中止させなければならない。ただし、火気使用が特に必要なときは、隊長の許可を受け、最小限の使用ができるものとする。

(災害発生防止又は軽減のための措置)

- 第13条 警戒宣言が発令されたときは、業務等を中止する。
- 2 施設の安全確保及び二次災害防止を目的として運転及び作業の停止、防火措置を行う。

(エレベーター及び車両規制)

- 第14条 警戒宣言が発令されたときは、エレベーターの運行を停止する。ただし、緊急やむを得ない場合は、警戒宣言発令後、短時間に限り使用することができる。
- 2 エレベーターの運行停止（電源を遮断する。）に当たっては、機内に取り残された者がいないか十分確認のうえ措置するものとする。
 - 3 避難、消火活動等を円滑に実施するため、警戒宣言が発令されたときは、駐車中の車両の整理のほか、外部から進入する車両についても取り締まるものとする。

(外来者等の避難誘導等)

- 第15条 隊長は、警戒宣言が発令されたときは避難誘導班に外来者等の避難誘導の準備をさせる。
- 2 隊長は、避難誘導の準備が完了した旨の報告を受けたのち、避難誘導班に外来者等を建物外に誘導するよう指示する。
 - 3 避難場所の選定は、風向等を勘案し安全な場所を選定する。

(従業員の避難)

- 第16条 隊長は、点検防護措置が完了した旨の報告を受けたのち、隊員を除く他の従業員を避難させる。

(電気、ガス及び水の確保)

- 第17条 警戒宣言の発令により、予測される電気、ガス及び水道の使用制限又は供給停止に対する備えは、次のとおりとする。
- (1) 電気について
自家発電装置及び携帯用発電機の使用準備を行う。
 - (2) ガスについて
警戒宣言が発令された段階で、代替燃料を確保する。
 - (3) 水について
警戒宣言が発令されたときは、受水槽等の水量確認のほか、水の確保に努める。

(発災後の救護活動の準備)

- 第18条 地震防災隊は、発災後の救護活動を円滑に実施するための準備を整えるものとする。

第5章 地震発生時の措置**(情報の収集、伝達等)**

- 第19条 情報収集班は、地震が発生したときは、地震に関する情報及び被害状況等の情報の内容を記録し、隊長に報告し、速やかに事業所内の外来者、従業員等に館内放送を通じて伝達する。ただし、災害により不通の場合は、携帯用拡声器で伝達する。
- 2 地震発生時の情報伝達は、事業所内の被害状況を伝えるとともに、周辺地域の被害状況についても、伝達するものとする。

第6章 地震発生後の措置**(被害状況の把握)**

- 第20条 隊長は、別紙3の地震発生後チェック表により点検を行い、支障をきたすものにあつては直ちに応急措置をとる。
- 2 隊長は、安否不明の者がある場合は直ちに消防機関等に通報するとともに各班協力して救護活動にあたることを指示する。

- 3 地震により火災が発生したときは、消火班を中心に消火活動に当たるものとする。
- 4 地震により負傷者等が生じたときは、救護班を中心に救護活動に当たるものとする。

第7章 訓練、教育及び広報

(地震防災訓練)

第21条 地震被害を最小限にとどめるため、技術を習得し、各人が定められた分担を確実に果たすため、次の訓練を行う。

- (1) 個別訓練 情報の収集及び伝達、消火、救出救護など班別の訓練を年1回以上実施する。
- (2) 総合訓練 個別訓練をまとめたものを年1回以上実施する。

(地震防災に対する教育等)

第22条 従業員に対する地震防災に関する教育は、次によるものとする。

- (1) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の性格、これに基づきとられる措置内容
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言が出された場合並びに地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 従業員が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題

(広報)

第23条 事業所において講じている措置に関する広報を行う。

(8) 工場における地震防災応急計画(事例8)

事例7に準じて作成

注1 注意情報が発表された場合、一部の製造ラインの停止、警戒宣言が発令された場合に全部の製造ラインの停止を実施することになります。商品等の供給又は仕入れについて取引先等への連絡などが必要となります。

(9) 津波避難対象地区内の事業所における地震防災応急計画と地震防災対策計画を統合した計画(事例9)

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、大規模地震対策特別措置法と東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、地震防災について必要な事項を定め、大規模地震による災害の防止と被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、〇〇〇〇〇〇に勤務し又は出入りするすべての者に適用する。

第2章 平常時における対策

(地震防災対策委員会の設置等)

第3条 〇〇〇〇における地震防災対策の総合的な推進を図るため、〇〇〇〇を委員長とする地震防災対策委員会(以下「対策委員会」という。)を設ける。

2 対策委員会の委員は、委員長のほか、〇〇〇〇、〇〇〇〇等をもって構成する。

3 対策委員会の任務は、次に定めるところによる。

- (1) 地震防災応急計画及び地震防災対策計画の改廃に関すること。
- (2) 防災関係諸規程等の整備に関すること。
- (3) 建物及び設備の耐震化並びに防災設備の改善及び強化に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 防災教育及び防災の広報に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、防災上必要な事項

4 対策委員会は、〇〇〇〇〇に1回開催する。ただし、緊急開催の必要があるときは、その都度委員長が招集する。

- 5 対策委員会に委員長の指名する者を担当責任者とする防災対策班を組織する。
6 防災対策班の組織は、次のとおりとする。

委員長（防災責任者）	班 名	担当責任者
○ ○ ○ ○ ○	総 括 班	○ ○ ○ ○ ○
	情 報 伝 達 班	○ ○ ○ ○ ○
	設 備 点 検 班	○ ○ ○ ○ ○
	出 火 防 止 班	○ ○ ○ ○ ○
	消 火 班	○ ○ ○ ○ ○
	救 護 班	○ ○ ○ ○ ○
	避 難 誘 導 班	○ ○ ○ ○ ○
	非 常 持 出 班	○ ○ ○ ○ ○

（施設の安全対策）

第4条 建築物の安全性について、専門家による耐震診断を行い、その結果に基づき補強等の整備を行う。

- 2 ロッカー、商品、陳列棚等は、地震動による転倒、移動、落下等の二次的被害を予防するため、取付け部分の補強等の措置を講ずる。
3 防災対策班は、対策委員会の決定に基づく危険物の点検整備、避難設備の点検整備等の措置を別表第1の点検整備分担表により行うものとする。

（津波対策）

第5条 避難誘導班は、東海地震及び東南海・南海地震による津波からの円滑な避難を確保するため、避難地及び避難経路をあらかじめ定めておく。

- 2 避難適地がない場合は、周辺の津波避難ビル等の利用の検討を進める。

（緊急物資の備蓄）

第6条 災害時用として備蓄する食料品、医薬品・衛生材料等の量目については、次のとおりとする。

- (1) 食料品、飲料水 次の量を確保する。
職員用 ○○○人分の○○日分
(2) 医薬品及び衛生材料 ○○○人分を確保する。
(3) 日用品 必要最小限度のものとする。

（地震防災隊の編成）

第7条 注意情報の発表時から地震発生時に備え、別表第2の地震防災隊の編成と任務分担を作成する。

（地震防災隊の隊長等）

第8条 地震防災隊の隊長は○○○○をもって充て、副隊長は○○○○をもって充てる。

- 2 隊長は、地震防災隊の活動に関する業務を総括する。
3 副隊長は、隊長を助け、隊長に事故があるとき又は不在のときはその職務を代理する。

（地震防災隊の班長）

第9条 地震防災隊の各班に班長を置く。

- 2 班長は、隊長が任命する。
3 班長は、担当隊員を指揮命令する。

第3章 注意情報発表時から警戒宣言発令時までの措置

（注意情報発表時の伝達）

第10条 注意情報の発表を知った者は、速やかに○○○○長又は他の責任ある○○○○員に報告しなければならない。

- 2 隊長は、隊員に正確な情報の入手に努めさせ、注意情報の発表を確認した場合は、直ちに地震防災隊を立ち上げ、別紙1の地震防災対策チェック表により各班の任務分担に応じた応急対策の準備的な対応を講じさせる。
3 情報伝達班は、隊長の指示を受け放送等により、注意情報の内容を顧客、従業員等に周知する。

(隊員の緊急動員)

第11条 隊員は、勤務時間外において注意情報の発表を知ったとき、又は連絡を受けたときは、やむを得ない場合を除き、直ちに出勤し、別表第3に定められた火災予防の措置を講ずるものとする。
この場合において、隊員以外の従業員等は、原則として自宅待機（その場で身の安全を図る。）とする。

第4章 警戒宣言発令時の措置**(警戒宣言発令時の伝達)**

第12条 従業員等は、テレビ、ラジオ、サイレン等によって、警戒宣言の発令を知ったときは、警戒宣言の内容を記録し、隊長及び情報伝達班に報告する。

2 隊長は、報告その他により警戒宣言の発令を確認したときは、警戒宣言の内容を副隊長及び各班長に伝達する。

3 情報伝達班は、隊長の指示を受け、放送等により警戒宣言の内容を顧客、従業員等に周知する。

(地震防災隊の応急活動)

第13条 警戒宣言が発令されたときは、地震防災隊の各班は任務分担に応じ、別紙1の地震防災対策チェック表による点検確認等の応急活動を実施する。

(火気使用の中止)

第14条 隊長は、警戒宣言が発令されたときは、火気使用を中止させなければならない。

(営業等の停止)

第15条 警戒宣言が発令されたときは、営業等を中止する。

(エレベーター及び車両規制)

第16条 警戒宣言が発令されたときは、エレベーターの運行を停止する。ただし、緊急やむを得ない場合は、警戒宣言発令後、短時間に限り使用することができる。

2 エレベーターの運行停止（電源を遮断する。）に当たっては、機内に取り残された者がいないか十分確認のうえ措置するものとする。

3 避難、消火活動等を円滑に実施するため、警戒宣言が発令されたときは、駐車中の車両の整理のほか、外部から進入する車両についても取り締まるものとする。

(顧客等の避難誘導等)

第17条 隊長は、警戒宣言が発令されたときは、避難誘導班に顧客等の避難誘導の準備をさせる。

2 隊長は、避難誘導の準備が完了した旨の報告を受けたのち、避難誘導班に顧客等を津波の浸水のおそれのない地域に誘導するよう指示する。

(従業員の避難)

第18条 隊長は、点検防護措置が完了した棟の報告を受けた後、全従業員に対し、津波の浸水のおそれのない地域に避難するよう指示する。

(発災後の救護活動の準備)

第19条 地震防災隊は、発災後の救護活動を円滑に実施するための準備を整えるものとする。

第5章 地震発生時の措置**(情報の収集、伝達等)**

第20条 情報伝達班は、地震が突然発生したときは、地震及び津波に関する情報内容を記録し、隊長に報告し、速やかに隊員に放送等を通じて伝達する。ただし、災害により不通の場合は、携帯用拡声器で伝達する。

2 地震発生時の情報伝達は、建物内の被害状況を伝えるとともに、周辺地域の被害状況についても、伝達するものとする。

第6章 地震発生後の措置**(被害状況の把握)**

第21条 隊長は、別紙3の地震発生後のチェック表により点検を行い、支障をきたすものにあつては直ちに応急措置をとる。

2 隊長は、安否不明の者がある場合は直ちに消防機関等に通報するとともに各班協力して救護活動に当たることを指示する。

3 地震により火災が発生したときは、消火班を中心に消火活動に当たるものとする。

4 地震により負傷者等が生じたときは、救護班を中心に救護活動に当たるものとする。

5 第1項から第4項に掲げる応急措置、救護活動及び消火活動を実施する場合、津波からの避難に要する時間を考慮し行う。

(津波警報発表後の措置)

第22条 津波警報が発表された場合、あらかじめ定めた方法に従い、速やかに避難する。

第7章 訓練、教育及び広報

(地震防災訓練)

第23条 地震災害を最小限にとどめるため、技術を習得し、各人が定められた分担を確実に果たすため、次の訓練を行う。

- (1) 個別訓練 情報の収集及び伝達、初期消火、救出救護、津波を想定した避難など班別の訓練を年1回以上実施する。
- (2) 総合訓練 個別訓練をまとめたものを年1回以上実施する。

第24条 従業員、顧客等に対する地震防災に関する教育及び広報の内容は、次によるものとする。

- (1) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の性格、これに基づきとられる措置内容
- (2) 予想される東海地震及び東海地震による津波に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言が出された場合並びに東海地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (5) 従業員等が果たすべき役割
- (6) 正確な情報入手の方法
- (7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題
- (9) 津波避難対象地区に関する知識
- (10) 避難地及び避難路に関する知識

別表第1 (事例1、事例3、事例4、事例5、事例6、事例7、事例8及び事例9)

点検整備分担表

対象物	点 検 事 項	点 検 担 当 者
建築物等関係	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐火性及び耐震性(構造、内装、防火区画等)に異常がないか ・建築物の基礎・土台が老朽化してないか ・外壁又は内壁に亀裂による落下のおそれがないか ・出入口、廊下及び階段に転倒するおそれがあるもの又は落下するおそれがあるものがないか ・照明器具、時計等は固定取付されているか ・防火扉の破損又は作動状況はどうか ・機材及び設備が震動で倒壊するおそれはないか ・安全な避難経路が確保されているか 	
火気使用設備器具関係	<ul style="list-style-type: none"> ・火気使用設備(ボイラー、ガス関係設備、湯沸所等)、火気使用器具(炊事器具、暖房器具及び電気器具全般)の安全性及び耐震性はどうか ・火気使用設備などは転倒又は落下しないか ・火気使用器具の台座が安全になっているか ・周囲から転倒又は落下するものはないか ・火気使用設備器具の周囲に燃えやすいものが置いてないか ・ボンベ等の燃料容器の転倒防止ができていないか 	
危険物等施設関係	<ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵位置、貯蔵量及び取扱状況(漏れ、あふれ又は飛散)の適否及び可燃物放置の有無 ・高架タンク等が落下又は転倒のおそれはないか ・油タンク等からボイラー又は自家発電装置へ送油する配管に異常はないか ・火気使用設備と燃料タンクの防火区画はよいか 	
消防用設備等関係	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器等が指定された場所にあるか ・消火器が震動で転倒又は落下し、損傷を受けることはないか ・避難器具、誘導設備、消火栓及び火災報知器の管理はどうか ・放送設備及び警報器の非常電源は確保されているか 	
電気設備係	<ul style="list-style-type: none"> ・電灯及び動力配線の状況はどうか ・電気を動力とする機械器具の状況はどうか 	

別表第2（事例1、事例3、事例4、事例5、事例6、事例7、事例8及び事例9）

○○○○○地震防災隊編成表

隊長 副隊長		班長	隊員	任 務
地震 防災 隊長 (○○長) () () ()	地震 防災 副隊長 () (代理) ()	総括班 班長 () 代理 ()		1 部外者の立入整理 2 他支店・営業所等への支援調整 3 教育訓練企画・計画策定 4 広報計画策定
		情報伝達班 班長 () 代理 ()		1 情報の収集と伝達 2 消防機関等関係機関との連絡 3 地震防災隊各班との連絡調整 4 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言 発令時の記録及び報告
		設備点検班 班長 () 代理 ()		1 資材及び設備の転倒防止 2 窓ガラスの飛散防止 3 一時退避施設の点検 4 非常用電源の点検
		出火防止班 班長 () 代理 ()		1 火気等の遮断の確認 2 危険物の点検 3 ボンベ及び燃料タンクの固定
		消火班 班長 () 代理 ()		1 消防用設備等の点検 2 消火器等による消火活動
		救護班 班長 () 代理 ()		1 負傷者の救護及び応急措置 2 負傷者の搬送 3 医薬品の供給・管理 4 医療機関への連絡
		避難誘導班 班長 () 代理 ()		1 非常口の確認 2 避難器具の設定 3 避難路上の障害物の排除 4 顧客の避難誘導
		非常持出班 班長 () 代理 ()		1 非常持出物品及び重要物品の搬出及び 管理 2 備蓄品の管理

別表第3（事例1、事例4及び事例9）

火災予防の措置

<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の伝達と収集 2 消防機関等関係機関との連絡体制の確認 3 火気等の遮断の確認 4 消防設備の点検 5 危険物タンク等の点検 6 非常用電源の点検
--

別表第3（事例3 病院における地震防災応急計画）

休日夜間時の緊急活動

	任 務
当 直 医 師	1 総括指揮
事 務 当 直 者	1 情報の収集と伝達 2 消防機関等関係機関との連絡体制の確認 3 外来者の応対 4 地震防災隊各班との連絡調整
保 守 当 直 者	1 火気等の遮断の確認 2 消防設備の点検 3 非常用電源の点検 4 危険物の点検
当 病 棟 看 護 師 長 師	1 非常口の確認 2 避難器具の設定 3 避難路上の障害物の排除

別表第3（事例5 福祉施設における地震防災応急計画）

休日夜間時の緊急活動

	任 務
事 務 当 直 者	1 情報の収集と伝達 2 消防機関等関係機関との連絡体制の確認 3 外来者の応対 4 地震防災隊各班との連絡調整
保 守 当 直 者	1 火気等の遮断の確認 2 消防設備の点検 3 非常用電源の点検 4 危険物の点検
当直介護士等	1 非常口の確認 2 避難器具の設定 3 避難路上の障害物の排除

別紙1（事例1、事例2、事例3、事例4、事例5、事例6、事例7、事例8及び事例9）

地震防災対策チェック表

実 施 事 項	注 意 情 報 発 表 時 適 否	措 置	警 戒 宣 言 発 令 時 適 否
転倒防止対策は			
階段・通路の障害物の除去は			
棚等からの落下物の防止は			
火気使用器具の停止は			
ガスボンベ等の固定は			
発電機の燃料は十分か			
主要出入口の開放は可能か			
飲料水の確保は			
非常食料品の確保は			
医薬品、衛生品の確保は			
生活必需品の確保は			
消火器の確認は			

注意情報発表時	点検完了日時	
	点検者氏名	
警戒宣言発令時	点検完了日時	
	点検者氏名	

別紙2（事例1の百貨店等大店舗及び事例6のホテルの様に不特定多数の者が利用する施設における放送文例）

① 東海地震注意情報が発表されたとき。

「店内（館内）の皆様に関東地震に関する情報をお知らせします。
ただ今、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。
この東海地震注意情報は、東海地方の地震観測データに異常が現れ、これが東海地震に結びつく可能性が大きいと思われる時点で発表されます。
今後、詳しい情報が入り次第、お知らせいたします。」

② 警戒宣言が発令されたとき。（緊急通報である旨をチャイムで繰り返し流す）

「店内（館内）の皆様にお知らせします。本日〇〇時〇〇分、内閣総理大臣から東海地震に関する警戒宣言が発令されました。この警戒宣言は〇〇日以内（又は数時間以内）に東海地震が起こる可能性が極めて高いことを伝えております。お客さまは、従業員の指示に従い、落ち着いて行動されるよう、御協力をお願いします。従業員は、あらかじめ定めた地震防災規程に従って直ちに警戒体制に入り、地震防災隊の指示を待ってください。
なお、今後の情報は分かり次第、お伝えします。」

③ 利用客の避難誘導をするとき。

「避難誘導班に緊急連絡……繰り返す……〇〇階〇〇〇フロア避難開始！お客さまを所定の安全な場所へ誘導してください。……繰り返す……」
「総括班に緊急連絡……繰り返す……店内（館内）に残留者がいないか確認の上、隊長に報告してください。……繰り返す……」

別紙2（事例3の病院及び事例5の福祉施設等の災害時要援護者のいる施設における放送文例）

① 東海地震注意情報が発表されたとき。

「御来院並びに入院患者（入所者）の皆様に関東地震に関する情報をお知らせします。
ただ今、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。
この東海地震注意情報は、東海地方の地震観測データに異常が現れ、これが東海地震に結びつく可能性が大きいと思われる時点で発表されます。
今後、詳しい情報が入り次第、お知らせいたします。」

② 警戒宣言が発令されたとき。（緊急通報である旨をチャイムで繰り返し流す。）

「御来院並びに入院患者（入所者）皆様にお知らせします。本日〇〇時〇〇分、内閣総理大臣から東海地震に関する警戒宣言が発令されました。この警戒宣言は〇〇日以内（又は数時間以内）に東海地震が起こる可能性が極めて高いことを伝えております。入院患者（入所者）の皆様は、職員の指示に従い、落ち着いて行動されるよう、御協力をお願いします。職員は、あらかじめ定めた地震防災応急計画に従って直ちに警戒体制に入り、地震防災隊の指示を待ってください。
なお、今後の情報は分かり次第、お伝えします。」

③ 警戒宣言が発令された後の詳しい情報

「入院患者（入所者）の皆様にお知らせします。さきに発令された警戒宣言の詳しい内容が判明したのでお知らせします。
震源域は……どこで……震度は……どのくらい……と伝えられています。たとえ、地震が起きてあわてないことです。その際入院患者（入所者）の皆さんは毛布などをかぶり、ベッドの下に伏せるか、しっかりした壁に身を寄せて揺れの静まりを待ちましょう。もし、避難の必要が生じた場合には、担当職員が誘導します。個人の勝手な行動は危険があり、混乱を招くので、必ず職員の指示で行動してください。」

④ 入所者の避難及び救出をするとき。

「〇〇〇棟避難誘導班に緊急連絡……繰り返す……〇〇〇棟避難開始！〇〇〇〇〇避難所へ誘導してください。……繰り返す……」
「総括班に緊急連絡……繰り返す……病院内（施設内）に残留者がいないか確認の上、報告してください。……繰り返す……」

別紙3（事例1、事例2、事例3、事例4、事例5、事例6、事例7、事例8及び事例9）

地震発生後チェック表

実 施 事 項	適 否	措 置
ガス漏れ箇所はないか		
漏水箇所はないか		
油漏れはないか		
LPGボンベの固定は		
電気配線、器具に異常はないか		
発電機の機能は良いか		
階段、通路の障害物はないか		
主要な出入口の開放は良いか		
建物の損壊等危険箇所はないか		
窓ガラスの破損等危険箇所はないか		
屋外看板等に危険箇所はないか		

点検完了日時	
点検者氏名	

5

資 料

1 関係法令（抄）

○大規模地震対策特別措置法

昭和 53 年 6 月 15 日（法律第 73 号）
最終改正 平成 15 年 6 月 18 日（法律第 92 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地震災害 地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。
- (2) 地震防災 地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。
- (3) 地震予知情報 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 11 条の 2 第 1 項に規定する地震に関する情報及び同条第 2 項に規定する新たな事情に関する情報をいう。
- (4) 地震防災対策強化地域 次条第 1 項の規定により指定された地域をいう。
- (11) 地震防災強化計画 災害対策基本法第 2 条第 9 号に規定する防災業務計画、同条第 10 号に規定する地域防災計画又は石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 31 条第 1 項に規定する石油コンビナート等防災計画のうち、第 6 条第 1 項各号に掲げる事項について定めた部分をいう。
- (12) 地震防災応急計画 第 7 条第 1 項又は第 2 項に規定する者が地震防災応急対策に関し作成する計画をいう。
- (13) 警戒宣言 第 9 条第 1 項の規定により内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。
- (14) 地震防災応急対策 警戒宣言が発せられた時から当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間において当該大規模な地震に関し地震防災上実施すべき応急の対策をいう。

（地震防災対策強化地域の指定等）

第 3 条 内閣総理大臣は、大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地殻内において大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するものとする。

（地震防災基本計画）

第 5 条 中央防災会議は、第 3 条第 1 項の規定による強化地域の指定があったときは、当該強化地域に係る地震防災基本計画を作成し、及びその実施を推進しなければならない。

2 地震防災基本計画は、警戒宣言が発せられた場合における国の地震防災に関する基本的方針、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の基本となるべき事項その他政令で定める事項について定めるものとする。

（地震防災応急計画）

第 7 条 強化地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（前条第 1 項に規定する者を除く。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、地震防災応急計画を作成しなければならない。

- (1) 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設
- (2) 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- (3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

2 第 3 条第 1 項の規定による強化地域の指定の際、当該強化地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者（前条第 1 項に規定する者を除く。）は、当該指定があった日から 6 月以内に、地震防災応急計画を作成しなければならない。

3 地震防災応急計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、地震防災応急計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該計画を変更しなければならない。

4 地震防災応急計画は、当該施設又は事業についての地震防災応急対策に係る措置に関する事項その他政令で定める事項について定めるものとする。

5 地震防災応急計画は、地震防災強化計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

6 第 1 項又は第 2 項に規定する者は、地震防災応急計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく当該地震防災応急計画を都道府県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

7 第 1 項又は第 2 項に規定する者が前項の届出をしない場合には、都道府県知事は、その者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。

8 都道府県知事は、前項の勧告を受けた者が同項の期間内に届出をしないときは、その旨を公表することができる。

（地震防災応急計画の特例）

第 8 条 前条第 1 項又は第 2 項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第 1 項の政令で定める施設又は事業に関し同条第 4 項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る地震防災応急計画とみなしてこの法律を適用する。

- (1) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項若しくは第 8 条の 2 第 1 項に規定する消防計画又は同法第 14 条の 2 第 1 項に規定する予防規程

- (2) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 28 条第 1 項に規定する危害予防規程
 (3) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 26 条第 1 項に規定する危害予防規程
 (4) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 30 条第 1 項（同法第 37 条の 7 第 3 項、第 37 条の 8 及び第 37 条の 10 において準用する場合を含む。）に規定する保安規程
 (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 42 条第 1 項に規定する保安規程
 (6) 石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）第 27 条第 1 項に規定する保安規程
 (7) 石油コンビナート等災害防止法第 18 条第 1 項に規定する防災規程
 (8) 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

2 地震防災規程を作成した者は、前条第 6 項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その地震防災規程の写しを市町村長に送付しなければならない。地震防災規程を変更したときも、同様とする。

(警戒宣言等)

第 9 条 内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 強化地域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、警戒態勢を執るべき旨を公示すること。
 (2) 強化地域に係る指定公共機関及び都道府県知事に対して、法令又は地震防災強化計画の定めるところにより、地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨を通知すること。
 2 内閣総理大臣は、警戒宣言を発したときは、直ちに、当該地震予知情報の内容について国民に対し周知させる措置を執らなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、気象庁長官をして当該地震予知情報に係る技術的事項について説明を行わせるものとする。

(地震防災応急対策及びその実施責任)

第 21 条 地震防災応急対策は、次の事項について行うものとする。

- (1) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
 (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
 (4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
 (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
 (6) 緊急輸送の確保に関する事項
 (7) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
 (8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
 2 警戒宣言が発せられたときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、地震防災応急計画を作成した者その他法令の規定により地震防災応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は地震防災計画の定めるところにより、地震防災応急対策を実施しなければならない。
 3 前項に規定する者は、地震防災応急対策を的確かつ円滑に実施するため相互に協力しなければならない。

(住民等の責務)

第 22 条 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内の居住者等は、火気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限、消火の準備その他当該地震に係る地震災害の発生の防止又は軽減を図るため必要な措置を執るとともに、市町村長、警察官、海上保安官その他の者が実施する地震防災応急対策に係る措置に協力しなければならない。

(市町村長の指示等)

第 23 条 市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、第 7 条第 6 項又は第 8 条第 2 項の規定による送付をした者（政令で定める者を除く。）が第 21 条第 2 項の規定による地震防災応急対策の実施をしていないことが明らかであると認めるときは、その者に対し、直ちにその実施をすべきことを指示することができる。

- 2 市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、第 7 条第 1 項又は第 2 項に規定する者で同条第 6 項又は第 8 条第 2 項の規定による送付をしていないもの（政令で定める者を除く。）が管理し、又は運営する施設又は事業に関し、当該地震の発生により危険な事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、その者に対し、執るべき措置を明示してこれを直ちに実施すべきことを指示することができる。
 3 市町村長は、警戒宣言が発せられたときは、当該地震の発生により危険な事態が生ずるおそれがあると認められる物件の占有者、所有者又は管理者（第 6 条第 1 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する者を除く。）に対し、地震災害の発生の防止又は軽減を図るため必要な限度において、直ちに当該物件の除去、保安その他必要な措置を執るべきことを指示することができる。
 4 前 3 項に規定するもののほか、市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、当該地震に係る地震災害の発生の防止又は軽減を図るため必要があると認めるときは、前 3 項に規定する者に対し、必要な措置を執るべきことを要請し、又は勧告することができる。
 5 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要求があったときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

(地震防災応急対策に要する費用の負担)

第 30 条 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、地震防災応急対策に要する費用その他この法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。

(強化地域に係る地震防災訓練の実施)

第 32 条 第 3 条第 1 項の規定による強化地域の指定があったときは、当該地域に係る指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、地震防災応急計画を作成した者その他法令の規定により地震防災応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は地震防災計画の定めるところにより、それぞれ又は共同して地震に係る防災訓練を行わなければならない。

- 2 都道府県公安委員会は、前項の地震に係る防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

○大規模地震対策特別措置法施行令

昭和 53 年 12 月 12 日 (政令第 385 号)
最終改正 平成 18 年 9 月 26 日 (政令第 320 号)

(地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業)

第 4 条 法第 7 条第 1 項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)第 1 条の 2 第 3 項第 1 号に掲げる防火対象物(同令別表第 1 (5) 項口、(6) 項口及びハ、(7) 項、(12) 項、(13) 項口、(14) 項並びに(16) 項に掲げるものを除く。)及び同令別表第 1 (16 の 3) 項に掲げる防火対象物で不特定かつ多数の者が出入するもの
- (2) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 8 条第 1 項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第 1 (1) 項から(4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項イ、(8) 項から(11) 項まで、(13) 項イ又は(15) 項に掲げる防火対象物(不特定かつ多数の者が出入するものに限る。)の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の収容人員(同令第 1 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する収容人員をいう。)の合計が 30 人以上のもの(その一部が同令別表第 1 (5) 項口に掲げる防火対象物の用途に供されている複合用途防火対象物にあっては、当該用途に供されている部分を除く。)
- (3) 危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)第 37 条に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所
- (4) 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)第 3 条の許可に係る製造所
- (5) 高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)第 5 条第 1 項の許可に係る事業所(不活性ガスのみので製造に係る事業所を除く。)
- (6) 毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設(当該施設において通常貯蔵し、又は一日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物又は劇物の総トン数が、毒物にあっては 20 トン以上、劇物にあっては 200 トン以上のものに限る。)
- (7) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号)第 3 条第 2 項第 2 号の製錬施設、同法第 13 条第 2 項第 2 号の加工施設、同法第 23 条第 2 項第 5 号の原子炉施設、同法第 43 条の 4 第 2 項第 2 号の使用済燃料貯蔵施設、同法第 44 条第 2 項第 2 号の再処理施設又は同法第 53 条第 3 号の使用施設等(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和 32 年政令第 324 号)第 42 条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。)
- (8) 石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 6 号に規定する特定事業所
- (9) 鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業又は同条第 5 項に規定する索道事業(索道事業にあっては、旅客の運送を行うものに限る。)
- (10) 軌道法(大正 10 年法律第 76 号)第 3 条の特許に係る運輸事業
- (11) 海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 2 条第 5 項に規定する一般旅客定期航路事業又は同法第 21 条第 1 項の旅客不定期航路事業
- (12) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号イの一般乗合旅客自動車運送事業
- (13) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 82 条の 2 に規定する専修学校、同法第 83 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに類する施設
- (14) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設(児童遊園を除く。)、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 5 条第 1 項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 38 条第 1 項に規定する保護施設、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 7 号の授産施設、売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 36 条に規定する婦人保護施設、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設、同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 25 項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、同条第 12 項に規定する障害者支援施設、同条第 21 項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第 22 項に規定する福祉ホーム
- (15) 鉱山保安法(昭和 24 年法律第 70 号)第 2 条第 2 項に規定する鉱山
- (16) 港湾法第 2 条第 5 項第 8 号の貯木場
- (16 の 2) 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業(当該事業の用に供する敷地の規模が 1 万平方メートル以上のものに限る。)
- (17) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路で地方道路公社が管理するもの又は道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道
- (18) 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 4 条第 1 項の規定による免許に係る放送局により放送を行う事業又は放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 52 条の 13 第 1 項の規定による認定に係る委託放送業務を行う事業
- (19) ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 10 項に規定するガス事業
- (20) 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 2 項に規定する水道事業、同条第 4 項に規定する水道用水供給事業又は同条第 6 項に規定する専用水道
- (21) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する電気事業
- (22) 石油パイプライン事業法(昭和 47 年法律第 105 号)第 2 条第 3 項に規定する石油パイプライン事業

(23) 前各号に掲げる施設又は事業に係る工場、作業場又は事業場（以下この号において「工場等」という。）以外の工場等で、当該工場等に勤務する者の数が千人以上のもの

(危険物等の範囲)

第5条 法第7条第1項第2号の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 消防法第2条第7項に規定する危険物又は前条第6号に規定する毒物若しくは劇物（石油類、火薬類又は高圧ガス以外のものに限る。）
- (2) 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第2号に規定する核燃料物質
- (3) 危険物の規制に関する政令別表第4の品名欄に掲げる物品のうち可燃性固体類及び可燃性液体類
- (4) 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号）第3条第1項第5号に規定する高圧ガス以外の可燃性のガス

(地震防災応急計画で定める事項)

第6条 法第7条第4項の政令で定める事項は、当該施設又は事業についての大規模な地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とする。

(地震防災応急計画の届出等の手続)

第7条 法第7条第6項の規定による地震防災応急計画の届出及びその写しの送付並びに法第8条第2項の規定による地震防災規程の写しの送付は、内閣府令で定めるところにより、図面その他の必要な書類を添付して行うものとする。

- 2 法第7条第6項の規定による地震防災応急計画の写しの送付又は法第8条第2項の規定による地震防災規程の写しの送付を受けた市町村長は、法第23条第5項の規定による要求に係る指示、要請又は勧告に資するため、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、必要な限度において、その写しを都道府県知事、警視総監又は道府県警察本部長及び管区海上保安本部の事務所で内閣府令で定めるものの長に送付するものとする。

(市町村長の指示の適用除外)

第9条 法第23条第1項及び第2項の政令で定める者は、指定地方公共機関とする。

（政令で定める管区海上保安本部の事務所）

第10条 法第23条第5項の政令で定める管区海上保安本部の事務所は、その管轄区域及び所掌事務を勘案して内閣府令で定める事務所とする。

(地震防災訓練の広報等)

第19条 法第32条第1項に規定する者は、地震防災訓練を実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該地震防災訓練に関する広報を行わなければならない。

- 2 公安委員会は、法第32条第2項の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめその禁止又は制限に関する広報を行わなければならない。

○大規模地震対策特別措置法施行規則

昭和54年8月6日（総理府令第38号）
最終改正 平成17年8月31日（内閣府令第92号）

(危険動物の範囲)

第1条 大規模地震対策特別措置法施行令（以下「令」という。）第4条第16号の2の内閣府令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号）第1条に規定する動物とする。

(地震防災応急計画の届出等)

第1条の2 令第7条第1項に規定する地震防災応急計画の届出は、地震防災応急計画1部及びその写し1部を別記様式第1の届出書とともに提出して行うものとする。

- 2 令第7条第1項に規定する地震防災応急計画の写しの送付は、地震防災応急計画の写し2部（次の各号に掲げる施設又は事業に係る地震防災応急計画の写しの送付にあっては、それぞれ当該各号に掲げる部数）を別記様式第2の送付書とともに提出して行うものとする。

(1) 令第4条第1号に掲げる施設でその収容人員（同条第2号に規定する収容人員をいう。以下この号において同じ。）が300人未満のもの又は同条第2号に掲げる施設で当該施設のうち不特定かつ多数の者が出入する部分の収容人員の合計が300人未満のもの 1部

(2) 令第4条第3号から第8号まで、第15号又は第16号に掲げる施設のうち、海域に隣接する地域に設置されるもので海域における地震防災上重要なもの又は海域に設置されるもの 3部

(3) 令第4条第11号、第19号、第21号又は第22号に掲げる事業のうち、海域に隣接する地域において運営されるもので海域における地震防災上重要なもの又は海域において運営されるもの 3部

- 3 令第7条第1項に規定する地震防災規程の写しの送付は、地震防災規程の写し3部（次の各号に掲げる施設又は事業に係る地震防災規程の写しの送付にあっては、それぞれ当該各号に掲げる部数）を別記様式第3の送付書とともに提出して行うものとする。

(1) 前項第1号に掲げる施設 2部

(2) 前項第2号に掲げる施設又は同項第3号に掲げる事業 4部

- 4 前3項の届出書又は送付書には、令第7条第1項の規定により、次の書類を添付しなければならない。

(1) 当該届出書又は送付書が令第4条第1号から第8号まで、第13号から第16号まで、第17号、第20号又は第23号に掲げる施設に係るものである場合にあっては、当該施設の位置を明らかにした図面

(2) 当該届出書又は送付書が令第4条第9号から第12号まで、第16号の2又は第18号から第22号までに掲げる事業に係るものである場合にあっては、当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面（同条第11号又は第12号に掲げる事業に係るものである場合にあっては、航路図又は運行系統図を含む。）及び地震防災応急計画の写し又は地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面

5 前項の添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）の部数は、大規模地震対策特別措置法（以下「法」という。）第7条第6項の規定による地震防災応急計画の届出の場合にあつては2部、同項の規定による地震防災応急計画の写しの送付又は法第8条第2項の規定による地震防災規程の写しの送付の場合にあつてはそれぞれ第2項又は第3項に定める部数と同数とする。

（法第8条第1項第8号の内閣府令で定めるもの）



第3条 法第8条第1項第8号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第3条第1項の実施基準
- (2) 索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和62年運輸省令第16号）第3条の細則
- (3) 軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第4条第1項の施設及び車両の整備並びに運転取扱に關して定められた細則
- (4) 海上運送法施行規則（昭和24年運輸省令第49号）第7条の2第1項（同令第23条の4において準用する場合を含む。）の運航管理規程
- (5) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の2第1項の運行管理規程

（地震防災信号）

第4条 法第20条において準用する災害対策基本法第52条第1項の規定に基づく防災に関する信号で警戒宣言が発せられた旨の伝達のためのものの方法は、別表のとおりとする。

別表（第4条関係）

警鐘	サイレン
(5点)	(約45秒)
	
	(約15秒)

- 備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること
2 必要があれば警鐘又はサイレンを併用すること

○東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

平成14年7月26日（法律第92号）

最終改正 平成15年6月18日（法律第92号）

（目的）

第1条 この法律は、東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定、東南海・南海地震防災対策推進基本計画等の作成、地震観測施設等の整備、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等について特別の措置を定めることにより、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

（定義）

- 第2条 この法律において「東南海・南海地震」とは、遠州灘西部から熊野灘及び紀伊半島の南側の海域を経て土佐湾までの地域並びにその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう。
- 2 この法律において「地震災害」とは、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。
 - 3 この法律において「地震防災」とは、地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。

（東南海・南海地震防災対策推進地域の指定等）

- 第3条 内閣総理大臣は、東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定するものとする。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。
 - 3 内閣総理大臣は、第1項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都府県の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、第1項の規定による推進地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
 - 5 前3項の規定は、内閣総理大臣が第1項の規定による推進地域の指定の解除をする場合に準用する。

（基本計画）

- 第5条 中央防災会議は、第3条第1項の規定による推進地域の指定があつたときは、東南海・南海地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を作成し、及びその実施を推進しなければならない。
- 2 基本計画は、国の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針、東南海・南海地震防災対策推進計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第9号に規定する防災業務計画、同条第10号に規定する地域防災計画又は石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条第1項に規定する石油コンビナート等防災計画のうち、次条第1項各号に掲げる事項について定めた部分をいい、以下「推進計画」という。）及び東南海・南海地震防災対策計画（第7条第1項又は第2項に規定する者が東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に關し作成する計画をいい、以下「対策計画」という。）の基本となるべき事項その他推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項について定めるものとする。

3 災害対策基本法第34条第2項の規定は、基本計画を作成し、又は変更した場合に準用する。

(対策計画)

第7条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（前条第1項に規定する者を除き、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

- (1) 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設
 - (2) 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
 - (3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業
- 2 第3条第1項の規定による推進地域の指定の際、当該推進地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者（前条第1項に規定する者を除き、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、当該指定があった日から6月以内に、対策計画を作成しなければならない。
- 3 対策計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、対策計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該対策計画を変更しなければならない。
- 4 対策計画は、当該施設又は事業についての東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他政令で定める事項について定めるものとする。
- 5 対策計画は、推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。
- 6 第1項又は第2項に規定する者は、対策計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく当該対策計画を都府県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 7 第1項又は第2項に規定する者が前項の届出をしない場合には、都府県知事は、その者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。
- 8 都府県知事は、前項の勧告を受けた者が同項の期間内に届出をしないときは、その旨を公表することができる。

(対策計画の特例)

第8条 前条第1項又は第2項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第1項の政令で定める施設又は事業に関し同条第4項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「東南海・南海地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画又は同法第14条の2第1項に規定する予防規程
 - (2) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第28条第1項に規定する危害予防規程
 - (3) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第26条第1項に規定する危害予防規程
 - (4) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第30条第1項（同法第37条の7第3項、第37条の8及び第37条の10において準用する場合を含む。）に規定する保安規程
 - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第1項に規定する保安規程
 - (6) 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第27条第1項に規定する保安規程
 - (7) 石油コンビナート等災害防止法第18条第1項に規定する防災規程
 - (8) 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの
- 2 東南海・南海地震防災規程を作成した者は、前条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その東南海・南海地震防災規程の写しを市町村長に送付しなければならない。東南海・南海地震防災規程を変更したときも、同様とする。

○東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

平成15年7月24日（政令第324号）

最終改正 平成18年9月26日（政令第320号）

(対策計画を作成すべき施設又は事業)

第3条 法第7条第1項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第3号から第8号までに掲げる施設にあっては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。

- (1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第1条の2第3項第1号に掲げる防火対象物（同令別表第1(5)項ロ、(6)項ロ及びハ、(7)項、(12)項、(13)項ロ、(14)項並びに(16)項に掲げるものを除く。）及び同表(16)の3)項に掲げる防火対象物で不特定かつ多数の者が出入りするもの
- (2) 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項イ、(8)項から(11)項まで、(13)項イ又は(15)項に掲げる防火対象物（不特定かつ多数の者が出入りするものに限る。）の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の収容人員（同令第1条の2第3項第1号に規定する収容人員をいう。）の合計が30人以上のもの（その一部が同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供されている複合用途防火対象物にあっては、当該用途に供されている部分を除く。）
- (3) 消防法第14条の2第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所
- (4) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条の許可に係る製造所
- (5) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の許可に係る事業所（不活性ガスのみの製造に係る事業所を除く。）

- (6) 毒物又は劇物（液体又は気体のものに限る。以下この号において同じ。）を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設（当該施設において通常貯蔵し、又は1日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物又は劇物の総トン数が、毒物にあつては20トン以上、劇物にあつては200トン以上のものに限る。）
- (7) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第3条第2項第2号の製錬施設、同法第13条第2項第2号の加工施設、同法第23条第2項第5号の原子炉施設、同法第43条の4第2項第2号の使用済燃料貯蔵施設、同法第44条第2項第2号の再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）第2条の規定する防護対象特定核燃料物質を取り扱う同法第53条第3号の使用施設等
- (8) 石油コンビナート等災害防止法第2条第6号に規定する特定事業所
- (9) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業又は旅客の運送を行う同条第5項に規定する索道事業
- (10) 軌道法（大正10年法律第76号）第3条の特許に係る運輸事業
- (11) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業又は同法第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業
- (12) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業
- (13) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第83条第1項に規定する各種学校その他これらに類する施設
- (14) 授産施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設、売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第12項に規定する障害者支援施設、同条第21項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第22項に規定する福祉ホーム
- (15) 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項に規定する鉱山
- (16) 貯木場（港湾法第2条第5項第8号の保管施設であるものに限る。）
- (17) 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業（当該事業の用に供する敷地の規模が1万平方メートル以上のものに限る。）
- (18) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路で地方道路公社が管理するもの又は道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道
- (19) 電波法（昭和25年法律第131号）第四条の免許に係る無線局（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第6号に規定する電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）により放送を行う事業又は放送法（昭和25年法律第132号）第52条の13第1項の認定に係る委託放送業務を行う事業
- (20) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス事業
- (21) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業、同条第4項に規定する水道用水供給事業又は同条第6項に規定する専用水道
- (22) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する電気事業
- (23) 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第2条第3項に規定する石油パイプライン事業
- (24) 前各号に掲げる施設又は事業に係る工場等（工場、作業場又は事業場をいう。以下この号において同じ。）以外の工場等で当該工場等に勤務する者の数が千人以上のもの

（危険物等の範囲）

第4条 法第7条第1項第2号の政令で定めるものは、次に掲げるもの（石油類、火薬類及び高圧ガス以外のものに限る。）とする。

- (1) 消防法第2条第7項に規定する危険物
- (2) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物
- (3) 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第2号に規定する核燃料物質
- (4) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4備考第5号に規定する可燃性固体類及び同表備考第7号に規定する可燃性液体類
- (5) 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号）第3条第1項第5号に規定する高圧ガス以外の可燃性のガス

（対策計画に定めるべき事項）

第5条 法第7条第4項の政令で定める事項は、当該施設又は事業についての東南海・南海地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とする。

（対策計画の届出等の手続）

第6条 法第7条第6項の規定による対策計画の届出及びその写しの送付並びに法第8条第2項の規定による東南海・南海地震防災規程の写しの送付は、内閣府令で定めるところにより、図面その他の必要な書類を添付して行うものとする。

○東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則

平成 15 年 7 月 24 日 (内閣府令第 76 号)
最終改正 平成 17 年 8 月 31 日 (内閣府令第 92 号)

(危険動物の範囲)

第 1 条 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(以下「令」という。)第 3 条第 17 号の内閣府令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 107 号)第 1 条に規定する動物とする。

(対策計画の届出等)

第 2 条 令第 6 条に規定する対策計画の届出は、対策計画 1 部を別記様式第 1 の届出書とともに提出して行うものとする。

2 令第 6 条に規定する対策計画の写しの送付は、対策計画の写し 1 部を別記様式第 2 の送付書とともに提出して行うものとする。

3 令第 6 条に規定する東南海・南海地震防災規程の写しの送付は、東南海・南海地震防災規程の写し 1 部を別記様式第 3 の送付書とともに提出して行うものとする。

4 前 3 項の届出書又は送付書には、令第 6 条の規定により、次の書類 1 部を添付しなければならない。
(1) 当該届出書又は送付書が令第 3 条第 1 号から第 8 号まで、第 13 号から第 16 号まで、第 18 号、第 21 号又は第 24 号に掲げる施設に係るものである場合にあっては、当該施設の位置を明らかにした図面

(2) 当該届出書又は送付書が令第 3 条第 9 号から第 12 号まで、第 17 号又は第 19 号から第 23 号までに掲げる事業に係るものである場合にあっては、当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面(同条第 11 号又は第 12 号に掲げる事業に係るものである場合にあっては、航路図又は運行系統図を含む。)及び対策計画又は東南海・南海地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面

(法第 8 条第 1 項第 8 号の内閣府令で定めるもの)

第 3 条 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第 8 条第 1 項第 8 号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成 13 年国土交通省令第 151 号)第 3 条第 1 項の実施基準
- (2) 索道施設に関する技術上の基準を定める省令(昭和 62 年運輸省令第 16 号)第 3 条の細則
- (3) 軌道運転規則(昭和 29 年運輸省令第 22 号)第 4 条第 1 項の施設及び車両の整備並びに運転取扱に關して定められた細則
- (4) 海上運送法施行規則(昭和 24 年運輸省令第 49 号)第 7 条の 2 第 1 項(同令第 23 条の 4 において準用する場合を含む。)及び第 21 条の 19 第 1 項の運航管理規程
- (5) 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和 31 年運輸省令第 44 号)第 48 条の 2 第 1 項の運行管理規程

(大規模地震対策特別措置法施行規則別記様式第 1 から第 3)

別記様式第 1 (第 1 条の 2 関係)

地震防災応急計画届出書			
年 月 日			
<p>殿</p> <p>住所(法人にあっては、主たる事業所の所在地)</p> <p>氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)</p> <p>作成 地震防災応急計画を したので、大規模地震対策特別措置法第 7 条 変更 第 6 項の規定により届け出ます。</p>			
施設又は事業の名称	<small>大規模地震対策特別措置法施行令第 4 条第 8 号第 2 号</small>		
施設の場合にあっては当該施設の所在地			
施設又は事業の概要			
連絡先	住所		
	担当の名称	電話番号	

備考 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別記様式第 2 (第 1 条の 2 関係)

地震防災応急計画送付書			
年 月 日			
<p>殿</p> <p>住所(法人にあっては、主たる事業所の所在地)</p> <p>氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)</p> <p>作成 地震防災応急計画を したので、大規模地震対策特別措置法第 7 条 変更 第 6 項の規定により送付します。</p>			
施設又は事業の名称	<small>大規模地震対策特別措置法施行令第 4 条第 8 号第 2 号</small>		
施設の場合にあっては当該施設の所在地			
施設又は事業の概要			
連絡先	住所		
	担当の名称	電話番号	

備考 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

(東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則別記様式第1から第3)
別記様式第3 (第1条の2関係)

地震防災規程送付書			
年 月 日			
殿			
住所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)			
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)			
作成 地震防災規程を したので、大規模地震対策特別措置法第8条 変更 第2項の規定により送付します。			
施設又は事業の名称	<small>(東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条第1項第2号)</small>		
施設の場合にあっては当該施設の所在地			
施設又は事業の概要			
連絡先	住所		
	担当の名称		電話番号

備考 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別記様式第1 (第2条第1項関係)

東南海・南海地震防災対策計画届出書			
年 月 日			
殿			
住所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)			
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)			
作成 東南海・南海地震防災対策計画を したので、東南海・南海地震に 変更 係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条第6項の規定により届 け出ます。			
施設又は事業の名称	<small>(東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条第2号)</small>		
施設の場合にあっては当該施設の所在地			
施設又は事業の概要			
連絡先	住所		
	担当の名称		電話番号

備考 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別記様式第2 (第2条第2項関係)

東南海・南海地震防災対策計画送付書			
年 月 日			
殿			
住所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)			
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)			
作成 東南海・南海地震防災対策計画を したので、東南海・南海地震に 変更 係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条第6項の規定により送 付します。			
施設又は事業の名称	<small>(東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条第1項第2号)</small>		
施設の場合にあっては当該施設の所在地			
施設又は事業の概要			
連絡先	住所		
	担当の名称		電話番号

備考 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別記様式第3 (第2条第3項関係)

東南海・南海地震防災規程送付書			
年 月 日			
殿			
住所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)			
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)			
作成 東南海・南海地震防災規程を したので、東南海・南海地震に 変更 係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第8条第2項の規定により送 付します。			
施設又は事業の名称	<small>(東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第8条第1項第2号)</small>		
施設の場合にあっては当該施設の所在地			
施設又は事業の概要			
連絡先	住所		
	担当の名称		電話番号

備考 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

2 地震対策に取り組む事業所等の税制優遇措置等（平成19年4月現在）

東海地域などのあらかじめ定められた地域では地震対策に取り組む企業等に対して、税制上の優遇措置などの様々な制度が設けられています。主なものを紹介しますので、地震防災対策の推進に役立ててください。なお、制度の詳細等はそれぞれの窓口を確認してください。

（1）地震防災対策用資産の取得等に係る税制優遇措置

次の資機材等を取得し、事業の用に供した（以下「取得等」といいます。）場合は税制優遇措置を受けられます。

① 所得税及び法人税の特別償却

□ 資機材について

《対象者》

大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う青色申告書を提出する個人・法人

《取得に際して優遇措置のある資機材》

- ・動力消防ポンプ
- ・移動式消火設備
- ・濾水機
- ・感震装置及び緊急遮断装置
- ・携帯発電機及び併せて用いる照明器具
- ・防災用井戸

※ただし、消防法、その他の法令による設置義務に基づき取得し又は製作し、若しくは建設されるものは対象外となります。

《内容》

資機材を取得した初年度に限り、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定により、地震防災対策強化地域等として指定された区域において取得価額の100分の8に相当する金額の特別償却が認められます。

《適用期限》平成21年3月31日までに取得したものに限りです。

《窓口》税務署

現在、使用中の建物にガラス飛散防止フィルムを取り付けた場合などで、その支出額が60万円未満である場合、または、その固定資産の取得価額の10%相当額以下の場合、その金額が修繕費になることもあります。詳しくは税務署にお問合せください。

□ 事業用建築物に係る耐震改修について

《対象者》

耐震改修促進法に規定する特定建築物（事務所、百貨店、劇場、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）を所有する青色申告書を提出する事業者

《内容》

事業者が耐震改修促進法に規定する特定建築物について、同法の認定計画に基づく耐震改修を行った場合、その工事に伴い取得等した部分の費用の100分の10の特別償却が認められます。ただし、同法に基づく耐震改修に係る所管行政庁からの必要な指示を受けていない場合に限りです。

《適用期限》平成20年3月31日までに耐震改修工事を行った場合に限りです。

《窓口》税務署

② 固定資産税の優遇措置

《対象者》

大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設または事業の管理又は運営を行う個人・法人

《取得に際して優遇措置のある資機材》

- ・動力消防ポンプ
- ・濾水機
- ・携帯発電機及び併せて用いる照明器具
- ・移動式消火設備
- ・感震装置及び緊急遮断装置
- ・防災用井戸

※ただし、消防法、その他の法令による設置義務に基づき取得し、又は製作し、若しくは建設されるものは対象外となります。

《内容》

地方税法附則第15条第20項の規定により政令に定める資産（資機材）についての固定資産税の課税標準が、最初の5年間3分の2に軽減されます。ただし、総務省令で定める区域を除きます。

《適用期限》平成20年3月31日までに新たに取得したものに限りです。

《窓口》市町（固定資産税担当課）

③ 不動産取得税の減免

(内容) 資材や食料品・医療品等の物資を備蓄する倉庫の取得に対しては、不動産取得税の80%を減免します。ただし、法令による防災上設置義務があるものは対象外となります。

(窓口) 静岡県各財務事務所

(2) 建築物の耐震改修のための工事实施に係る補助

一定規模以上の共同住宅や特殊建築物等が所管行政庁から建築物の耐震改修の計画認定又は建築基準法の全体計画認定を受け、耐震工事を実施する場合の補助制度があります。

●建築物耐震補強助成事業

(対象区域) 人工集中地区（DID地区）又は地方公共団体の地域防災計画に位置付けられた避難地、避難路又は緊急輸送路に面する区域

(対象建物) 敷地面積が概ね500㎡以上、地上3階以上かつ延べ床面積1,000㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物であって次のいずれかに該当する建築物

①災害時に重要な機能を果たす建物

（医療施設、避難所、災害時の集合場所等として指定された施設、情報提供施設、給食提供施設等）

②災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物（百貨店、マーケット、劇場、映画館、ホテル等）及びマンション

(内容) 工事費の15.3%の補助

(窓口) 静岡市、浜松市、沼津市、三島市、菊川市、牧之原市（建築主務課）

●緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業

(対象区域) 人工集中地区（DID地区）かつ10年以内に沿道を耐震化すべき緊急輸送道路沿い

(対象建物) 次の条件を満たす建築物

①地上3階以上かつ延べ床面積1,000㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物

②耐震改修促進法第6条第3号の政令で定める建築物

(内容) 工事費の66.6%の補助

(窓口) 静岡県建築安全推進室

(3) 建物の耐震診断の実施に係る補助

昭和56年5月31日以前に建てられた建物について、耐震診断を実施する場合の補助制度があります。

(内容) 一診断料の3分の2（補助限度額があります）

(窓口) 市町（建築主務課）

(4) ブロック塀等の改修工事（フェンス等への転換を含む）に係る補助

ブロック塀等の撤去、改修工事を実施する場合の補助制度があります。

①ブロック塀等の撤去工事（全域）⇒ 工事費の2分の1（補助限度額があります）

②次のブロック塀等の改修工事

- ・緊急輸送路、避難路または避難地等に面するブロック塀等
 - ・容積率400%以上の商業地域及び近隣商業地域内の道路に面するブロック塀等
- ⇒ 工事費の2分の1（補助限度額があります）

（窓 口）市町（建築主務課）

(5) 地震災害防止対策資金の貸付け

地震災害防止のために事業所の建替え、改修、落下倒壊危険物の撤去・建替え、防災設備の設置等、次に掲げるものを行う、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合が対象となります。

- ①昭和56年5月31日以前に建築された事業所の建替え又は改修（県の定めた耐震基準を満たすこと。）
- ②機械、機具、商品等の転倒、転落等の防止を図るための措置
- ③消防水利施設の設置及び改修（耐震性の向上）
- ④消防用設備（法令で義務付けられている設備を除く。）の設置
- ⑤応急給水資機材等（浄水器、給水槽、深井戸等）の設置
- ⑥無線通信施設の設置
- ⑦発動機・発電機の設置
- ⑧避難路及び避難地の整備
- ⑨耐震性向上、流出防止、火災防止のいずれかを目的とする危険物・高圧ガス及び毒劇物関係施設の改修（法令で義務付けられている設備を除く。）
- ⑩窓ガラス等の飛散防止措置
- ⑪地震発災時に落下、転倒して、周辺住民や周辺道路等に被害を与えるおそれがある構築物（事業所のブロック塀、広告看板等）について県が推奨する工法で行う建替え又は改修等
- ⑫前記⑪に該当する構築物の撤去等
- ⑬事業継続計画の実施に必要な設備の導入、改善（法令で義務付けられている設備を除く。）

(融資限度額)	1企業・1組合 5,000万円
(融資利率)	年1.7%（耐震補強の場合 年1.0%）
(保証料率)	年0.4%～1.5%（有担保の場合は年0.1%割引） （金融機関が必要と認めたときは、県信用保証協会の保証付きとします。）
(融資期間)	10年以内
(担保・保証人)	取扱金融機関又は県信用保証協会の定めるところによります。
(償還方法)	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 1年以内の据置期間を認めます。
(取扱金融機関)	県内各金融機関（地銀、信金、都銀等の県内本支店）
(提出書類)	所定の様式に必要な事項を記載し、申込窓口へ提出してください。 <共通> ◆静岡県中小企業融資制度資金申込書 ◆事業計画書 ◆見積書、図面、写真等 ◆決算書（最近2年間） ◆県信用保証協会が必要と認める書類（保証付きの場合のみ） （信用保証委託申込書等） <事業所又は困障の建替え、改修の場合> ◆建築・設計事務所等の証明書 ◆現有建物の登記事項証明書（又はそれに代わるもの）（事業所の建替えの場合） ◆耐震診断報告書（事業所の改修の場合） <事業継続計画の実施に必要な設備の導入、改善の場合> ◆事業継続計画書
(申込窓口)	取扱金融機関、商工会議所、商工会、県中小企業団体中央会、(財)しずおか産業創造機構、県商工金融室 制度資金係 (054-221-2513、2519)

(6) 私立学校に係る補助

東海地震発生時に児童・生徒等の生命の安全を確保するとともに、学校施設を地域住民の避難所として利用するため、私立学校の校舎等の改築、耐震補強事業に対する補助制度があります。

(対象校)	学校法人立の小中高校及び幼稚園
(対象建物)	①校舎(園舎)、体育館等で、昭和56年5月31日以前に建てられた建物 ②避難所指定の要請があった場合、受入れ可能な学校におけるもの
(内容)	静岡県耐震判定会(社団法人静岡県建築士事務所協会内)の診断結果により、要改築又は要補強と診断された建物等について、次のとおり補助します。 ①改築:危険建物を取壊し、新たに建築・・・段階的定額 ②補強:危険建物の耐震性向上のための補強・・・1/5以内 ③応急対策:危険建物の倒壊防止のための応急補修・・・1/2以内
(窓口)	静岡県私学振興室(054-221-2065)

(7) 保育所に係る補助

保育所が耐震補強工事を行う場合の補助制度があります。

(対象保育所)	社会福祉法人立の保育所(静岡市内及び浜松市内に有する保育所は除きます。)
(内容)	耐震補強工事及びこれに伴う小規模修繕に係る費用の2/3(補助限度額3,000万円)
(窓口)	市町(児童福祉主務課)

(8) 社会福祉施設耐震化整備資金の貸付け

社会福祉法人が実施する耐震化を伴う施設整備に対し、(福)静岡県社会福祉協議会が無利子貸付けを行います。

(内容)

貸付対象経費	限度額	償還期間	償還方法	利率
耐震補強計画策定費	500万円	10年	年賦元金均等	無利子
耐震補強工事を伴う大規模修繕費	3,000万円			

(窓口) 社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会 (054-254-5243)

3 参 考

(1) 事業所の防災事例集

事業所の防災対策に関する様々な取組事例を製造業、卸売・小売業、金融、宿泊業などの業種別にホームページで紹介しています。

防災対策の参考にご活用ください。(事例は今後も随時追加していく予定です。)

 <http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/data/jirei/index.html>

静岡県地震防災センター
Shizuoka Prefectural Earthquake Preparedness Education Center

事業所の防災事例集

事業所の防災対策に関する様々な取組事例を紹介します。防災対策の参考にしてください。
なお、事例は随時追加していく予定です。

最終更新日:平成19年3月27日

●製造業

会 社 名	市町名	事 例 紹 介
ジャトコ(株)	富士市	従業員の安全確保、地域との連携
(株)ソロカップジャパン富士工場	富士市	避難経路図の作成と防災訓練
旭化成(株)富士支社	富士市	津波対策と地域との連携
製紙工場…匿名希望	富士市	従業員の安全確保、地域との連携
日本軽金属(株)化成部品事業部清水工場	静岡市	地震対策マニュアル、課・係単位での防災訓練
豊田合成(株)森町工場	森 町	地域との連携、防災体制の工夫
富士通(株)沼津工場	沼津市	安全確保と事業継続・顧客への迅速な対応
富士フィルム(株)富士宮工場	富士宮市	社員の安全確保と事業継続

(2) 事業所の東海地震対策チェックリスト

平常時や地震が発生した際に行う基本的な対応策をまとめたチェックリストです。
防災対策の推進に役立ててください。

 <http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/hondana/pdf/a24-2003/index.htm>

事業所の東海地震対策チェックリスト

平常時	チェック欄			
	月 日	月 日	月 日	月 日
あなたの事業所は、地震による津波や山・崖崩れが予想される地域にあるか知っていますか。				
津波や山・崖崩れが予想される地域にある場合、避難する場所や経路を決めていますか。				
非常時における従業員の役割を明確にしていますか。				
非常時における防災担当者への緊急連絡網を、就業時間内、就業時間外別に作成していますか。				
非常時における一般従業員への緊急連絡網を、就業時間内、就業時間外別に作成していますか。				
外来者に対する非常時の情報伝達方法・避難誘導方法や広報内容について準備していますか。				
緊急連絡網による情報伝達訓練を行っていますか。				
ラジオや無線などの情報機器を備えていますか。				
建物やブロック塀などの耐震診断は実施しますか。				
建物やブロック塀などの補強、改善は済んでいますか。				
陳列商品や展示物、ロッカー、書籍棚などの転倒、移動、落下防止措置を講じていますか。				



「地震」 今こそ立ち向かおう全県民で！

平成19年5月改訂版

編集・発行

静岡県防災局防災情報室

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL 054-221-3366 FAX 054-221-3252

インターネットによる防災情報は、静岡県防災局のホームページで提供しています。
静岡県防災局 <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/>